

一関地区広域行政組合議会会議録

平成31年3月22日招集
第38回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	4
議事日程	6
開会及び会議宣言	8
会議録署名議員の指名（勝浦伸行君・岩渕善朗君）	8
会期の決定	8
施策推進方針の表明	8
一般質問	11
☆ 勝 浦 伸 行 君	11
1 新焼却施設整備について	
新焼却施設は、環境・安全性を考慮した最高レベルの技術を導入し、焼却で発生する熱を利用するエネルギー回収型の施設として整備を進めると施策推進方針で示されたが、以下について伺う	
(1) 焼却熱を利用して発電を行う施設と理解するが、化石（石炭・石油・ガス等）、木質バイオマス（チップ等）を燃料とする発電所との違い、発電効率の違いについて伺う	
(2) 10年、20年後の人口減少によって可燃性廃棄物が減少した場合、木質バイオマス（チップ等）で代用可能か伺う	
(3) 可燃性廃棄物の一部には、支障木等に加え、豊かな森林に放置されている間伐材など、木質バイオマスが大量に資源として生かされず放置されている。今、電力の「地産地消」が環境先進地の取り組みである。不足分の施設電力を補い、さらに電力売却を目途として、敷地内に木質バイオマス発電施設の建設を進める考えがないか伺う	
(4) 整備候補地の選定を現在進めているが、一関市資源・エネルギー循環型まちづくりアクションプランでは、敷地内に「世界遺産平泉とともに当地方の歴史、未来に向けた環境・科学を学ぶエリアを構成する施設、温水プール等の施設建設」が検討されている。広域行政組合の構成団体である平泉町との協力関係について伺う	
2 一般廃棄物の収集について	
施策推進方針によると、リサイクルや分別に対する住民意識の高揚を図るため、構成市町と連携して分別と減量化を促進するとあるが、以下について伺う	
(1) 可燃性廃棄物を処理する際、生ごみの分別が大きな課題となると考えるが、どのような方式を検討しているのか伺う。また、生ごみを分別しないで処理した場合、不燃残渣をセメント原料として利用する際に影響が出ると考えるが、検討状況を伺う	
(2) 廃プラスチックの輸出に大きな問題が出ている。また、分別収集には住民の理解協力が重要になるが、状況と課題について伺う	
3 清掃センターの施設運転管理状況について	
(1) 現在の施設管理（委託）の状況について伺う	
(2) 今後、施設が大型化、複雑化する中で施設管理においては、地元企業の育成を目途に、大手企業と地元企業によるJV委託管理の方向を目指すべきと考えるが、管理者の考えを伺う	

☆ 藤 野 秋 男 君	19
1 新焼却施設への対応について	
(1) 新焼却施設・新最終処分場に対する第三者委員会の取り組み状況について伺う	
(2) 余熱活用施設の検討状況について伺う	
2 介護保険制度の運営について	
(1) 滞納保険料に対する対応と介護サービスへの影響について伺う	
☆ 那 須 茂一郎 君	28
1 新焼却施設の整備候補地の進捗状況について	
新焼却施設の整備候補地選定の進捗状況は	
2 生ごみの処理方法について	
生ごみを焼却しないで処理する考えはないか	
3 指定ごみ袋の改善について	
ごみの収集業者から運びづらいとの声があるが、改善する考えはないか	
☆ 岡 田 もとみ 君	38
1 一般廃棄物処理基本計画について	
(1) 焼却施設の統廃合後のリサイクル施設の利用計画を伺う	
(2) ごみ処理施設に係る温室効果ガス排出量抑制について、現在の取り組み内容を伺う	
(3) 新たなし尿処理施設の建設計画について伺う	
(4) ごみ減量化・リサイクルの促進に対する、広域行政組合の取り組み内容を伺う	
2 介護保険事業の充実について	
(1) 地域包括支援センターの現状と今後の機能強化について伺う	
(2) 包括的支援事業の業務委託に関する検討状況について伺う	
(3) 認知症地域支援推進員の活動内容と配置状況について伺う	
議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について	50
議案第2号 釣山斎苑及び千厩斎苑の指定管理者の指定について	51
議案第3号 平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について	54
議案第4号 平成31年度一関地区広域行政組合一般会計予算	56
議案第5号 平成31年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	56

第 38 回 定 例 会 日 程 表

平成31年 3 月 22 日

日 次	月 日	曜 日	開議時間	会 議 別	議 事
1	3 月 22 日	金	午前 10 時	本 会 議	会議録署名議員の指名 会期の決定 施策推進方針の表明 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
議案第 1 号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について	3月22日	承 認
議案第 2 号	釣山斎苑及び千厩斎苑の指定管理者の指定について	3月22日	原案可決
議案第 3 号	平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について	3月22日	承 認
議案第 4 号	平成31年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3月22日	原案可決
議案第 5 号	平成31年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3月22日	原案可決

受理した議案

- 議案第 1 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について
- 議案第 2 号 釣山斎苑及び千厩斎苑の指定管理者の指定について
- 議案第 3 号 平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 議案第 4 号 平成31年度一関地区広域行政組合一般会計予算
- 議案第 5 号 平成31年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		施策推進方針の表明
日程第 4		一般質問
日程第 5	議案第 1 号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について
日程第 6	議案第 2 号	釣山斎苑及び千厩斎苑の指定管理者の指定について
日程第 7	議案第 3 号	平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
日程第 8	議案第 4 号	平成31年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 9	議案第 5 号	平成31年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成31年3月22日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成31年3月6日
告示番号 第3号
招集日時 平成31年3月22日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1 番	真 箆 光 幸 君	2 番	岩 渕 典 仁 君	3 番	岡 田 もとみ 君
4 番	勝 浦 伸 行 君	5 番	岩 渕 優 君	6 番	藤 野 秋 男 君
7 番	佐 藤 浩 君	8 番	永 澤 由 利 君	9 番	千 田 良 一 君
10 番	小 山 雄 幸 君	11 番	那 須 茂一郎 君	12 番	金 野 盛 志 君
13 番	岩 渕 善 朗 君	14 番	菅 原 巧 君	15 番	橋 本 周 一 君
16 番	佐 藤 雅 子 君	17 番	升 沢 博 子 君	18 番	小野寺 道 雄 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	菅 原 広 文	議会事務局次長	佐 藤 正 昭
議会事務局議事係長	千 葉 麻 弥		

説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	佐 藤 善 仁 君	副管理者	高 橋 邦 夫 君
広域行政組合事務局長	尾 形 秀 治 君	介護保険担当参事	鈴 木 淳 君
環境衛生担当参事	黒 川 俊 之 君	広域行政組合事務局次長 兼 総 務 管 理 課 長	村 上 秀 昭 君
広域行政組合事務局次長 兼大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	橋 本 雅 郎 君	一関清掃センター所長	熊 谷 嘉 啓 君
介護保険課長	山 形 雅 彦 君	介護福祉主幹	穂 積 千恵子 君
環境衛生主幹	千 葉 多嘉男 君	会計管理者	武 田 敏 君
監査委員	小 川 四 郎 君	監査委員事務局	三 浦 洋 君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第38回広域行政組合議会定例会

平成31年 3 月22日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議 長（小野寺道雄君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、平成31年 3 月 6 日一関地区広域行政組合告示第 3 号をもって招集の、第38回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、御報告を申し上げます。

管理者提案 5 件を受理しました。

次に、管理者から平成31年度当初予算提案に当たり、平成31年度施策推進方針の表明の申し出がありました。

次に、勝浦伸行君ほか 3 名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、金野盛志君ほか 2 名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、小川監査委員ほか 1 名から提出の監査報告書 6 件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

議 長（小野寺道雄君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（小野寺道雄君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

議 長（小野寺道雄君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（小野寺道雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を 2 名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

4 番 勝 浦 伸 行 君

13 番 岩 渕 善 朗 君

を指名します。

議 長（小野寺道雄君） 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日間といたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日間と決定しました。

議 長（小野寺道雄君） 日程第 3、施策推進方針の表明について、先刻御報告のとおり管理者から平成31年度施策推進方針の表明の申し出がありましたので、この際、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第38回一関地区広域行政組合議会定例会の開会に当たりまして、平成31年度の施策推進の方針を申し上げます。

当組合は、一関市及び平泉町からの負託により、一般廃棄物処理などの衛生事務並びに介護保険事務の共同処理を行っているところでございます。事務の推進につきましては、議員各位並びに住民の皆様の御理解と御協力をいただいております。ここに深く感謝を申し上げる次第でございます。

す。

今後、人口減少と少子高齢化がさらに進行する中で、一人一人が安心して生活できる環境を整備することが極めて重要であると認識しているところでございます。このことから、当組合は、一関市及び平泉町が共同処理することとした事務の効果的、効率的な執行に努め、住民の福祉の向上のため、次の施策を推進してまいります。

まず、衛生事務について申し上げます。

新焼却施設の整備につきましては、県南地区ごみ処理広域化検討協議会が平成25年11月に策定いたしました県南地区ごみ処理広域化基本構想に基づき、現施設の老朽化の状況を踏まえ、整備候補地を早期に選定できるよう進めてまいります。

新焼却施設は、環境や安全性に十分配慮した最高レベルの技術を導入して、一関市が掲げる資源・エネルギー循環型まちづくりビジョンとも歩調を合わせ、焼却熱を利用するエネルギー回収型での施設整備を進めてまいります。

施設の整備候補地につきましては、昨年9月にエネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会を設置して、選定作業を第1次選定から第3次選定まで段階的に進めているところでございます。これまでに、法的規制のある地域、あるいは災害による被害が想定される地域を除外する第1次選定まで終了したところでありまして、現在、アクセスや道路、水道といったインフラ整備の優位性などの諸条件を定め、さらに絞り込みを行う第2次選定の作業を進めているところでございます。今後は、第3次選定として本年10月を目標に整備候補地を3カ所から5カ所程度に絞り込むこととしております。

また、新最終処分場の整備候補地につきましては、昨年3月に一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会を設置いたしまして、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設と同様に候補地の選定作業を第1次選定から第3次選定まで段階的に進めているところであり、これまで第1次選定までの作業を終え、現在、第2次選定の作業を進めているところでございます。今後は、本年10月を目標に整備候補地を3カ所から5カ所程度に絞り込むこととしております。

一般廃棄物処理は、住民の日常生活とのかかわりの深い業務であります。一般廃棄物の安定的、継続的な処理に万全を期すため、排出ガス及び排出水の基準値の遵守など、引き続き現在の廃棄物処理施設の適切な維持管理に努めてまいります。

放射性物質に汚染された農林業系廃棄物のうち、8,000ベクレル以下の利用自粛牧草については、構成市町からの委託により大東清掃センターで焼却処理をしてまいりましたが、本年の1月をもってそれを完了したところでございます。

なお、焼却灰につきましては、東山清掃センターに埋め立て処分したところであり、今後も放射性物質を含む焼却灰の適切な管理が必要なことから、引き続き国のガイドラインに定める方法に加え、浸出水の測定を定期的に行い、住民の皆様の安全、安心を確保するよう万全を期してまいります。

震災から8年の歳月がたちましたが、これまで滞りなく利用自粛牧草の焼却並びに埋立て処分ができましたことは、施設周辺住民をはじめ市民の皆様の御理解と御協力によるものであり、改めて深く感謝を申し上げます。

一関清掃センターごみ焼却施設から発生した8,000ベクレルを超える焼却灰の保管につきましては、指定廃棄物として放射線量の遮へい率が高いコンクリートボックスに保管しておりますが、飛散防止など、引き続き適切な安全管理に努めてまいります。

舞川清掃センターにおける焼却灰の埋め立てにつきましては、これまでと同様に国のガイドラインに定める方法に加え、組合独自の安全対策により放射性物質の適切な管理をするとともに、放流水及び空間線量などの環境測定を定期的に行い、今後も住民の皆様の安全安心を確保するよう、万全を期してまいります。

また、最終処分場の埋立量の減量化を図るため、焼却灰のセメント原料化に引き続き取り組んでまいります。

一般廃棄物のリサイクルや分別につきましては、家庭や職場の取り組みが不可欠でございますことから、これまで住民の皆様、あるいは企業や事業所の御協力をいただきながら、構成市町と連携して再生品利用の啓発、あるいは雑紙の排出方法の簡便化などを進めてきたところでございます。

引き続き廃棄物の分別と減量化の促進に取り組んでまいります。

小型家電回収事業につきましても、構成市町と連携し、引き続き積極的に進めてまいります。

また、斎苑の運営につきましては、引き続き指定管理者による管理を行い、管理運営の効率化と利用環境の向上に努めてまいります。

次に、介護保険事務について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みとして、制度発足から20年目を迎えることになります。今後も住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、適切なサービス利用の周知に努めてまいります。

今後、人口の減少がさらに進むと予測される中、当組合管内における65歳以上の高齢者人口の割合は、平成30年12月末現在で35.4%となっておりまして、他の自治体と同様に高齢化が進む傾向にあります。

介護の必要性が高くなる75歳以上の高齢者の増加に伴い、特に介護給付費の増加や認知症高齢者の増加、加えて介護従事者の不足などが課題になっておりますことから、構成市町や関係機関と連携をして、効果的な事業運営に努めてまいりたいと思います。

いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年度を見据えて、制度の安定的な運営を目指すとともに、中長期的な施策展開を図るため、介護が必要になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを基本理念とする第7期介護保険事業計画を着実に推進してまいります。

なお、本年10月から予定されております消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、65歳以上の第1号被保険者のうち、低所得者層に対する介護保険料の軽減強化が図られる見込みでありますことから、当組合においてもこれに適切に対応してまいりたいと思います。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、日常生活圏域での中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図り、あわせて認知症高齢者への支援の推進、生活支援サービスの充実、強化、在宅医療と介護の連携、介護予防の推進などの施策を推進してまいります。

認知症対策につきましては、本人やその家族を支援するため、相談業務などを専門に行う認知症地域支援推進員と保健師、社会福祉士、専門医で構成する認知症初期集中支援チームが連携をして、適切に医療機関での受診や介護サービスの利用につなげるなど、住みなれた地域で生活ができるよう支援をしてまいりたいと思います。

介護予防事業につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業の実施によりまして、高齢者が安心して自立した生活を維持できるよう、住民の自助、互助の活動

に重点を置き、生活支援コーディネーターによる支援を構成市町と連携して進めてまいります。

介護サービスの基盤の整備につきましては、特別養護老人ホーム等の入所待機者の解消や居宅サービスを中心とした介護サービスの充実に向け、構成市町と連携して取り組んでまいります。

なお、介護保険制度につきましては、第1号被保険者に該当する直前の64歳の方々を対象とした説明会を開催するなど、住民の皆様に対して制度を周知して、御理解をいただくよう努めてまいります。

また、人権を守り、人を大切にする介護サービスの質の向上を図るため、管内の介護サービス事業所の職員を対象に研修会を開催するとともに、介護人材の育成に向け、構成市町と連携して取り組んでまいります。

以上、平成31年度の施策の方針を申し上げます。

新焼却施設及び新最終処分場の整備、そして、第7期介護保険事業計画の着実な推進など、取り組むべき施策は住民の皆様にとりまして極めて重要なものばかりでございます。

私は、組合の管理者として、その責務を重く受けとめ、一層の行政サービスの向上と予算の効率的な執行に意を配し、住民の福祉の向上のため、誠心誠意取り組む所存でございます。

組合議会議員各位並びに住民の皆様の御理解と御支援をお願い申し上げまして、施策推進の方針とさせていただきますと思います。

議長（小野寺道雄君） 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いします。

一問一答方式を選択した場合は一問ずつの質問とし、回数の制限は設けませんが、質問にあっては答弁時間を考慮され質問されるようお願いいたします。

また、答弁に当たりましては答弁漏れのないように、あわせてお願いします。

勝浦伸行君の質問を許します。

勝浦伸行君の質問通告時間は40分で、一問一答方式です。

4番、勝浦伸行君。

4 番（勝浦伸行君） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、先に通告しておりますとおり、新焼却施設整備ほか2件に関して一般質問を行います。

最初に、新焼却施設整備について伺います。

今、施策推進方針にもありましたが、建設候補地選定を進めている新焼却施設は、環境、安全性を考慮した最高レベルの技術を導入し、焼却で発生する熱を利用するエネルギー回収型の施設として整備を進めると方針で示されましたが、以下について伺います。

まず1つ目ですが、新焼却施設は焼却熱を利用して発電を行い、施設の電源を賄う発電施設と理解しますが、化石燃料、一般的に言われる石炭、石油、ガス等を利用する仕組みの火力発電所、また、現在、国内さまざまな場所で作られております木質バイオマス、チップ等を燃料とする木質バイオマス発電所との施設の違い、発電量の違い、どのぐらいの違いがあるかお伺いします。

次に、10年、20年後の人口減少によって可燃性廃棄物が減少した場合、一定の発電量を維持するために木質バイオマス、今説明しましたが、チップ等ですが、これを廃棄物と同時に焼却することで代用可能かお伺いします。

次に、可燃性廃棄物の一部には、支障木等に加え、豊かな森林に放置されている間伐材など、木質バイオマスが大量に資源として生かされず放置されています。環境先進地の自治体では、民間企業と共同で新電力会社を設立し、電力の地産地消に積極的に取り組んでいます。これまでの答弁では、太陽光発電などを利用して不足分の施設電力を補うなど、従来の取り組みを前提として説明されていますが、これからの自治体に求められるのは前例より前進であり、有効活用されていない地域内の支障木や森林資源を活用して、不足分の施設電力を補い、さらに電力売却を目的として敷地内の木質バイオマス発電施設を並べて建設する考えがないか伺います。

次に、現在、整備候補地の選定を進めていますが、一関市資源・エネルギー循環型まちづくりアクションプランでは、敷地内に世界遺産平泉とともに当地方の歴史、未来に向けた環境、科学を学ぶエリアを構成する施設、温水プール等の施設建設が検討されています。私もこれまでさまざまな施設建設を視察、研修してきましたが、多くの清掃センターは地域の学習の場として重要な役割を持ち、主に小中学生の環境学習の場として活用されています。世界に誇れる施設建設を目指すとなれば、さまざまな地域からの視察も視野に入ります。どのような形で行政組合の構成団体である平泉町との協力関係を進めていくのか伺います。

大きな項目の2つ目ですが、一般廃棄物の収集について伺います。

施策推進方針によると、リサイクルや分別に対する住民意識の高揚を図るため構成市町と連携して分別と減量化を促進するとあります。

最初に、可燃性廃棄物を処理する際、生ごみの分別が大きな課題となると考えますが、現在、どのような処理方式を検討しているのか伺います。

また、セメントでの活用を検討すると今方針が示されましたが、生ごみを分別しないで処理した場合、地元セメント工場では不燃残渣の塩分濃度が高く、そのままをセメント原料として利用する際に影響が出ると考えますが、現在の検討状況について伺います。

また、新聞報道等によると、廃プラスチックの輸出に大きな問題があると報道されています。そして、分別収集には住民の理解協力が重要となりますが、状況と課題について伺います。

次に、大きな3つ目めの質問となりますが、清掃センターの施設運転管理状況について伺います。

最初に、現在の施設管理、委託の状況について伺います。

次に、施設管理の今後についてですが、施設完成後には大型化、複雑化する施設管理となることが予想されます。私は、今後の施設管理、委託については、地元企業の育成を目途に、大手企業と地元企業によるJV委託管理の方向を目指すべきと考えますが、管理者の考えを伺います。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 勝浦伸行君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 勝浦伸行議員の質問にお答えいたします。

まず、焼却施設の整備についてでございますが、新焼却施設から回収できるエネルギーは、温水や蒸気などの熱エネルギーを直接利用する方法がまず1つあります。それから、熱エネルギーを使って発電する方法がございます。しかし、現時点において、余熱の活用方法を発電に限定しているのではなく、余熱活用施設の検討にあわせて、活用エネルギーが決まってくるというものでございます。

御質問のありました余熱を発電に活用する場合について申し上げますと、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設や火力発電所、木質バイオマス発電施設は、廃棄物や燃料を燃やした熱エネルギーにより発電を行うという仕組みは同じでございます。しかしながら、火力発電所や木質バイオマス発電施設が発電を目的とした施設であるのに対し、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設は廃棄物の処理が第一の目的でございます。エネルギー利用としての発電は副次的なものというように考えております。そこに大きな違いがあるものと考えております。

また、それぞれの発電効率についても違いが見られます。一般的な数値でございますけれども、火力発電の場合は、石炭火力の場合で発電効率が40%程度と言われております。それから木質バイオマス発電では、発電効率が20%から30%程度、これらに対して廃棄物焼却による発電の場合は、発電効率が13%程度とされているところでございます。

なお、余熱活用施設の具体的な内容については、新焼却施設整備候補地選定の進捗に合わせて検討すべきものと考えておりまして、現在のところ、どのエネルギーを活用するか、発電も含め具体的な内容は定まっていないのが現状でございます。

次に、木質バイオマスの利用についてでございますが、新たに整備する焼却施設につきましては、一般廃棄物の中間処理施設として、長期にわたりその性能を維持しながら、安定的な焼却を行っていくことが重要な条件であると考えております。チップなどの木質バイオマスを廃棄物に加えて焼却炉で燃焼させることについては、機能的には可能でございます。可能であるとは考えますが、発電のみを主眼に置いた焼却という捉え方はしていないところでございます。

なお、新焼却施設には効率のよい熱エネルギー回収設備を整備したいと考えておりますが、まずは焼却施設内での利用を優先して、余剰となった熱や電力などのエネルギーについては最大限これを活用していく、そういう考え方から余熱活用施設の整備を位置づけているところでございます。その余剰電力に将来、不足が生じることになった場合の対応としては、他の自然エネルギーによつての補充というものを基本として考えてまいりたいというように思います。

次に、新焼却施設の敷地内に木質バイオマス発電施設を建設することの可能性についてのお尋ねがございました。発電施設の建設については、当組合が進める事務となっていないところでございますが、余熱活用施設の整備内容や御質問のありました複合的なエネルギーシステムのあり方などについては、新焼却施設の整備候補地の選定作業を進めていく中で、一関市、平泉町と協議、検討してまいりたいと考えております。

次に、構成市町との協力関係についてでございますが、一関市においては、資源・エネルギー循環型まちづくりアクションプランというものがございまして、その中で新焼却施設から生み出されたエネルギーを活用した施設の整備について検討することとしております。また、平泉町においては、現在のところ、これと同様の計画はございません。

当組合としては、新焼却施設から発生する余熱の活用については、焼却施設を建設する土地の形状、あるいは地域の特性などを踏まえながら検討する必要があると考えておりますことから、余熱活用施設の具体的な整備内容については、新焼却施設整備候補地選定の進捗に合わせて、引き続き構成市町と連携して検討していくこととしております。

次に、生ごみの処理についてでございますが、当組合が行っている廃棄物処理は、焼却を基本とした施設構成となっており、生ごみについても焼却することを前提として収集をして、ごみ集積所に出された生ごみについては、他の可燃ごみと一緒に全て焼却処理しているのが現状でございます。全国的には、生ごみなどを発酵させてメタンガスを取り出して、それを焼却や発電の燃

料として活用している例もあるところがございますが、当組合の現在の施設には生ごみを発酵させてガスを取り出すという設備はなく、また、施設本体が老朽化して新焼却施設の整備を計画している段階にありますことから、現在の施設にこれらの設備を新たに追加する予定はございません。当面は現在の処理方法や分別方式で対応してまいりたいと考えております。

なお、新焼却施設の整備に当たっては、生ごみなどを有機物として有効に活用することについても、その費用対効果なども踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

廃棄物を減らすためには、まず廃棄物の排出段階、すなわち、例えば生ごみであれば各家庭の台所などからごみ集積所に出される前までの間にどれだけ減量化することができるかというところがポイントになっております。

減量化、資源化に向けた住民一人一人の行動を後押しするという部分については、構成市町の取り組みに負うところが大きいのが現実となっております。これまでも、構成市町においては、できるだけ廃棄物を排出させないリデュース、それから一度使ったものを再利用するリユース、それから使い終わったものを再資源化するリサイクル、このいわゆる3R、これに関する意識啓発であるとか、生ごみの水切りの徹底の呼びかけ、あるいは30・10運動などの食品ロス削減や生ごみ減量機器購入への補助など、生ごみの減量化に取り組んできておりますが、当組合としても廃棄物の減量化は重要な課題でございますことから、構成市町と連携をして、廃棄物の収集、運搬、そして中間処理から最終処分までの各段階において、有価物の選別、再資源化に一層取り組んでまいりたいと考えております。

焼却灰をセメント原料として再利用することについてでございますが、埋立て処分する焼却灰の量を減らすことや焼却灰を資源として再利用することは望ましいものと認識しておりますが、そのためには焼却灰に含まれる塩素や異物を除去するための設備が必要となってまいります。当組合の現在の施設には、塩素などの除去設備はなく、また、先ほど申し上げましたように、新焼却施設の整備を計画している段階にあるということもございますことから、現施設への追加の設備投資は控えているところでございます。

焼却灰のセメント原料化に当たっては、塩素などの除去設備を有するセメント製造事業者へ委託して処理するというものでございまして、当組合管内にはこの除去設備を有する事業者はないことから、大船渡市内の事業者、具体的には太平洋セメントさんでございますが、その太平洋セメントさんに委託をしまして、セメント原料として再利用しているところでございます。

新焼却施設にありましては、その具体的な設備内容は今後検討することとなりますが、焼却灰の、例えば塩素や異物の除去装置の設置など、セメント原料化も含めた焼却灰の再利用の方策についても最終処分量を減らすという観点から、重要な検討項目の一つとして考えているところでございます。

次に、プラスチック製の容器や包装のリサイクルについてでございますが、中国の廃プラスチック輸入禁止に伴う影響についてのお尋ねがございましたが、当組合において回収したものは、そのほぼ全てが公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて国内業者に売り払いされております。現状においては影響はないということでございます。

プラスチック製の容器や包装、ペットボトルの分別については、構成市町において自治会などへの分別の説明会を行っておりますほか、スーパーマーケットの店頭などでプラスチックやペットボトルの回収に取り組んでいただいているところでございます。

当組合における取り組みといたしましては、これまで分別を促進するチラシの全戸配布などを

行っており、平成30年度はごみの分け方、出し方テキスト、このダイジェスト版を作成して全戸配布を通じて分別やリサイクルの啓発に努めているところでございます。

また、公共施設内に小型家電回収ボックスを設置して、使用済みの小型家電を回収しているほか、紙資源として紙袋や紙箱といった、いわゆる雑紙の回収にも取り組んでいるところでもございます。

廃棄物の減量化は、構成市町の取り組みに負うところが極めて大きいところではございますが、組合としても重要な課題であると認識しておりまして、引き続き構成市町と連携して取り組んでまいりたいと思います。

次に、新施設の運転管理についてのお尋ねがございました。全国の事例を見ますと、焼却施設などの運転管理の方式は、大きく分けて、まず1つ目には公設公営方式というのがあります。それから2つ目として公設民営方式というのがあります。それから3つ目はPFI方式と言われるものでございます。大きく分けてこの3つに分類されているところでございまして、このうち、公設民営の発注の方式につきましては、施設の建設と運営を一括で発注する方式と、それから施設の建設と運営を分けて発注する方式があり、共同事業体が受注した例もございます。現在、当組合では、新焼却施設及び新最終処分場の整備に向けて整備候補地の選定を進めているところでございますが、廃棄物処理の方法や運転管理の方式については、民間事業者の技術や能力、専門性の活用や経営ノウハウを生かしながら、将来にわたっての安定的な運営の確保、さらには地域の人材の育成などにつなげられるように、総合的に検討していくというようにしているところでございます。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長に答弁させます。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 私からは、清掃センターの各施設の運転管理についてでございますが、当組合の一般廃棄物処理施設には、焼却施設が2カ所、リサイクル施設が2カ所、焼却灰などを埋立て処分する最終処分場が3カ所、し尿処理施設が2カ所あり、このうち、焼却施設、リサイクル施設、最終処分場は運転管理業務を民間業者3者に委託しております。この運転管理業務の現在の契約は、仕様書を定めて指名競争入札を行い、相手方を決定したものであり、廃棄物の処理から焼却灰などの埋め立て処分までの一連の流れを一体として発注しております。具体的には、一関清掃センターにあっては、焼却施設と最終処分場である舞川清掃センターの運転管理を1者に、リサイクル施設と最終処分場である花泉清掃センターの運転管理を1者に委託しているところであり、大東清掃センターにあっては焼却施設、リサイクル施設、最終処分場である東山清掃センターの運転管理を1者に委託しているところであります。なお、現在の契約期間は平成26年7月1日から本年6月30日までの5年間の長期継続契約としているところであり、次期契約についても長期継続契約を予定しているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 4番、勝浦伸行君。

4 番（勝浦伸行君） それでは、一問一答で質問を続けさせていただきます。

新焼却施設整備については、さまざまな質問が続けたいのですが、これは余熱活用ともかわりますので、この場ではふさわしくない質問となってくるので、きょうは管理者から答弁をいただいたということで今後の参考にさせていただきたいと思います。

きょうは、非常に重要な課題であるごみの収集に関して、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

先ほど管理者が施策推進方針を述べられましたが、重要なごみの収集と減量に関しては、行政組合が構成市町と連携していきたいという表明がありましたので、関連して質問させていただきます。

今週の地元紙の一面のトップ記事は、まさにごみ減量対策を強化というニュースでございました。新しい施策として分別の促進へスマートフォン向けのアプリ導入というのが大きな柱のようなニュース内容でございましたが、私はこれ以上に大きな課題があるのではないかなと思います、きょうはお伺いします。

まず、この減量対策協議会ですが、この組合と一緒に組織する平泉町との連携、平泉町からは委員が入っていらっしゃるのでしょうか。わからなければいいです。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） ただいまの質問についてお答えいたしますが、当組合といたしましては廃棄物処理の懇話会という組織がございまして、そこの中には一関市、平泉町両方の関係者の方が入っております。ただ、ただいま御質問いただいた内容につきましては、構成市のほうの協議会というようなことで当組合としては理解をしております。

議長（小野寺道雄君） 4番、勝浦伸行君。

4番（勝浦伸行君） 今、管理者の施策推進方針に示されましたとおり、ごみの収集に関しては両構成市町と連携して、重要だから一緒に進めるというお話があったんですね。ですから、これをちょっと確認させていただきました。新聞の一面記事、トップ記事ですから、地元紙の。今聞くとこれに平泉町の委員は入っていないということですよね、ごみ減量対策協議会ですか、入っているの、入っていないのですよね。入っていないという答弁でした。

それで、廃棄物の収集は組合の所管なのですね。それで、アプリを導入するというのも平泉町の方々はどのような形で知ったのかなというように私はちょっと思ったのです。このような取り組みというのは構成市町である平泉町と一緒にこのような会議を開いたほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） ただいま御質問いただきました協議会につきましては、一関市の組織ということでございまして、その中でアプリも検討するということでございますが、今後、構成市町ということで一関市、平泉町とも協議を進めていくということでございます。

議長（小野寺道雄君） 4番、勝浦伸行君。

4番（勝浦伸行君） 私は平泉町は非常に親近感があって、小中学校のころからずっとPTAなどのさまざまな行事でも一緒でしたし、どうも、今では別ですけれども、私は一体だといつも思っていてこのような形できょうは質問しているのです。私はさまざまな問題でこれは平泉町と一緒にやっていくべきだなと基本的に思って観光問題でもいつも質問しているのですけれども、それでちょっと気になったので、ちょっと最初にお伺いしました。

このアプリの入手方法ですけれども、今、一関市の会議だというお話であって、では平泉町の方々はどのような形でこのアプリを入手するのですか。

議長（小野寺道雄君） 黒川環境衛生担当参事。

環境衛生担当参事（黒川俊之君） 先ほど事務局長から答弁をさせていただいておりますとおり、構成市町であります一関市で平成31年度に行おうと思っておりますのがこのごみ分別アプリ、これは先ほど、一関市のほうの一般廃棄物の減量基本計画に基づいての取り組みということで、その

中でもそういった分別の徹底を行うということで市の取り組みということでございますので、これに関しては一関市の分ということに現在なっております。

議長（小野寺道雄君） 4番、勝浦伸行君。

4 番（勝浦伸行君） この話をしてしまうと、あと10分しかないのですが、私は平泉町と一緒にやりましょうということを申し上げているので、この問題はこれ以上は質問しませんが、おかしいですよ、というような答弁は。

例えば御存じだと思いますけれども、私も、今、一関市議会では議会改革の一環として議会のICT化、タブレット導入等に取り組んでいます。ところが、このアプリという言葉、私どもの世代でさえもいまいち周知が十分ではないというように私は認識しています。スマートフォンを利用しない、タブレットとか、年配の方がごみ出しをする方が多いと思うのです。収集されて残されるのは、収集の分は広域の分ですから、アプリという言葉十分に、平泉町の方は今の答弁だとまずは一関市の取り組みだと言っているけれども、これは広域で収集するごみですから、平泉町も一関市も一緒だと思うのですけれども、アプリという言葉をどのように市民の皆さんが、住民の皆さんが理解されて、周知が十分に進むというように思っているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 黒川環境衛生担当参事。

環境衛生担当参事（黒川俊之君） まず、この分別アプリを導入した一番の要因といいますのは、やはり広域行政組合のほうで、ごみの出し方、分け方のテキストをまずは皆さんに配布させていただいております。ただし、若い方々が特にスマートフォンに関しての部分については親しんでいるということもあろうかと思えますし、さらには今回は一関市の分で英語版を入れようということで、外国人の方々についてもそれによってより分別についてを手軽にやっていただけるということで、それらの効果も見込んでやろうとしているものでございます。

議長（小野寺道雄君） 4番、勝浦伸行君。

4 番（勝浦伸行君） 取り入れ方法は聞きましたけれども、この問題はまずいいです。取り入れ方法はまだ先の話ですから。

私は今の答弁を聞いて特にやはり強く感じたのだけれども、ここにコピーを取ってきたのがあるのだけれども、同じ週の大手、全国紙の一面の大見出しに、高齢者ごみ出し支援、玄関先回収、町会に助成、さらに社会面には、ごみ出し遠い35メートル、高齢夫婦息切れという大見出しで特集された記事が載っておりました。

私はこの一般質問、実は久しぶりなのです。これで今回、一般質問を行おうと思ったのは、市議会でのさまざまな質問や、広域でもそうですけれども、このごみの減量化、分別、これに対する質問や意見が非常に多いのですね。きょうの施策推進方針でも分別の徹底、構成市町と連携する分別と減量化、分別・減量、分別・減量のオンパレードなのです。

この議会には平泉町長、それから平泉町から来ている議員もおりますので、私はよい議論ができるとあって、きょう、この場で質問させていただいております。まずお伺いしますけれども、この黄色い警告シールを貼られて残されたごみ、これは再収集するのでしょうか。簡単でいいです。

議長（小野寺道雄君） 熊谷一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（熊谷嘉啓君） ただいま集積所におきまして、イエローカード、いわゆる黄色い紙が貼られて集積所に残されるごみの処理についてということでございますが、当組合としましては、その黄色い紙が貼られて残されるという内容については、その黄色い紙のほうになぜ

残されたかということに記載していただいて残しているということでございます。そういった黄色い紙が貼られて残されたというお問い合わせがあった分については、内容を確認して必要があった場合についてはこちらで収集するということとはございますが、基本的に分別、いわゆる出し方のルールに従っていない部分については、こちらで再度収集するということとは行っていないところでございます。

議長（小野寺道雄君） 4番、勝浦伸行君。

4番（勝浦伸行君） これを確認したのですけれども、再収集しないというのが基本的な考え方で理解してよろしいですね。

ここにちょっと写真を撮ってきたのですけれども、きょうは画像を出すことにしていませんのであれですけれども、一関市内のある大型店舗付近の収集施設です。近くにはアパート、スーパーマーケット、病院などがあって、新しい住宅がたくさん建ち、公務員宿舎等がある場所です。ここはよく私も目にするものですから、特に目立つのですね。そうすると、イエローカードを貼られたごみが、廃棄物ですか、いつもいっぱいあるのです。これをどうしているのかなと思って考えると、簡単に言えば地元自治会が再分別し、次の回収日に出している、そのように理解してよろしいですか。簡単でいいです。

議長（小野寺道雄君） 黒川環境衛生担当参事。

環境衛生担当参事（黒川俊之君） ただいま議員から御指摘がございましたとおり、地元の方々に全部そういったことをしていただいているということは私どもも聞いているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 4番、勝浦伸行君。

4番（勝浦伸行君） 実はこれは大きな自治会の問題になっていると私は思っています。自治会の総会はあらゆる場所でもどこでも開かれると思うのですが、この廃棄物の収集状況についての中身というのは、自治会の大きな課題であるというふうに今取り上げられているように私は認識しておりますけれども、私は地元ではないのですが、ある自治会の資料を見ましたら、ごみの廃棄物の残された量が去年に比べて倍近くふえているという自治会があるというようにお伺いしておりますけれども、この違反ごみの数というのは組合で把握しているのですか。ふえているのですか、減っているのですか。

議長（小野寺道雄君） 熊谷一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（熊谷嘉啓君） いわゆるイエローカード、黄色い紙が貼られて集積所に残されているごみの具体的な量については把握をしていないところでございます。

議長（小野寺道雄君） 4番、勝浦伸行君。

4番（勝浦伸行君） 把握をしていないと、私もちょっとあれですけれども、これは残されている量が随分ふえているのですね、特に紙ごみの問題が出てからだと思うのですけれども、それはそれとして、先ほど生ごみのお話がありましたが、私もさまざまな先進地を視察しているのです。志布志市にももちろん行ってきました。志布志市で、例えば生ごみをどのように分別収集しているかというのは調査されましたか、収集に関して。なかなか今、志布志市で生ごみをどのように収集しているかというのは、私は行ってみたものですからお話ししますけれども、ポリバケツを置いて、そこにビニールは入れてはだめなものですから、生ごみだけ置いていくわけですね。そうしますと、夏場などはやはり地元の方々からかなりの苦情が出るというお話もお伺いしましたし、分別が非常に多い先進地も見ましたが、アパートに暮らす方とかひとり暮らしの方は置く場所に非常に苦労するというお話も聞いております。やはり収集に関してはさまざまな課題が多い

のですが、私はきょう、たくさん聞きたかったのですけれども、時間の関係上ちょっと飛ばして、重要な点1つお伺いしますけれども、この志布志市ではごみ出し困難者対策事業実施要綱というのを定めて、ごみ出しが困難な方の対策を進めています。当組合ではどのような対策を行っていますでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） ごみ出しの関係でございますが、確かに高齢化が進みまして、ひとり暮らしの方がふえているというのが実情でございます、その中でごみ出しということが地域にとっても大きな課題ではないかというふうに思っております。当組合といたしましては、まずは分別の方法を理解していただくということで、先ほども申し上げましたけれども、ごみの分け方、出し方等のダイジェスト版とかチラシとか、そのようなものをお配りしながら、または説明会等がありましたら、その際にお知らせをしながらということで徹底を図りたいというように考えております。

議長（小野寺道雄君） 4番、勝浦伸行君。

4番（勝浦伸行君） すみません、残念ながら時間になりましたので意見だけ言わせてもらいますが、ごみの分別の先ほどの記事の中には、ヘルパーがお手伝いする、そして、自治会にさまざまな協力を依頼しているという事例が紹介されております。アプリの導入以前に必要なのは、この高齢者対策、ひとり暮らし対策、ごみ出し困難者対策、その方々の対策を十分に行って、黄色いステッカーの貼られないごみをしっかり確保していくこと、これが自治会に対する援助も含めて今求められる重要なことだと認識しております。その点を十分考慮していただきまして、収集に関してさまざまな課題が出ないようにお願いして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 通告時間に達しましたので、勝浦伸行君の質問を終わります。

次に、藤野秋男君の質問を許します。

藤野秋男君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 日本共産党の藤野秋男です。私の質問は、現在、建設候補地の募集をし、検討を進めている新焼却施設への対応についてであります。具体的にお伺いをいたします。

1点目は、新焼却施設、最終処分場について、それぞれの候補地選定委員会で広く募集しておりますが、条件は個人、法人、自治会の所有者、管理者、あるいは同意を得た土地ということのみを基本とした条件になっております。農振地域も除外しないと表明しております。候補地の情報は、この基本的な条件を満たしていれば選定委員会で協議するとしておりますが、既に具体的に示された箇所については二次選定で検討中ということでもあります。委員会としては、どのような条件を基本に選定しようとしているのか、それぞれの協議の状況、あるいは進捗状況についてお伺いをいたします。

当初、狐禅寺地区への提案は、仮設炉を含む一体的提案でございました。その後、余熱活用策を含む新焼却施設のみとなったわけであります。全てが新たな候補地選定となって、委員会もそれぞれ別に立ち上げられました。しかし、当初の狐禅寺地区に示したように、基本は両施設を一体的に整備しようと考えて協議を行っているのかどうか、その辺についてもお聞かせ願います。

建設候補地についての情報提供は3月29日を期限として呼びかけている最中であります。2月11日付の新聞報道では1桁台との報道もありました。その後、個人や団体からの情報提供もあつ

たように聞いておりますが、現在、何件の情報が寄せられているのかお伺いいたします。

また、10月には候補地を3カ所から5カ所程度まで絞り込み、適地としての調査を進めるとしてありますが、可能なのでしょうか。住民説明会の時期と合わせてお伺いいたします。

次に、余熱活用施設の検討状況について伺います。

私たちは、焼却による余熱活用は場内にとどめ、地域に還元する計画を見直すよう、これまでも求めてまいりました。特に、構成する一関市や平泉町では、これまで以上に可燃ごみの減量化や再資源化に取り組む施策を示しております。住民意識もこれまで以上に高まり、減量化がさらに進むことが期待できると思います。そうしなければ、環境への負荷はもちろん、構成市町の負担は軽減できないと考えるものであります。可燃ごみ減量化は、焼却施設の規模に大きく影響することから、見直し後の減量規模を高く掲げ、構成する住民共通の目的として取り組むことが必要ではないでしょうか。この取り組みは、当然、余熱を活用できる規模や内容にも大きく影響いたします。現時点で想定している新焼却施設の規模と建設候補地への余熱活用が可能な事業の提案内容について、どのような協議がなされているのか、また、そのための財政負担や維持費等についてもお伺いいたします。

次に、介護保険制度の運営にかかわって、滞納保険料に対する対応と介護サービスへの影響について質問いたします。

保険料の滞納は、必要なサービスを受ける権利をも失いかねない事態を招きます。保険料の未納者に対しては速やかに事情を確認し、状況によっては保険料を減免するなど、本人に寄り添った対応が必要であります。

そこで、保険料未納者に対する事務の取り扱いの流れと滞納者の件数、金額、理由等、どのように把握、分析しているのかお伺いいたします。

また、やむを得ず保険料を滞納した方に対する介護サービス等の給付の制限による影響についてもお伺いいたします。

介護は老後を安心して過ごすためには必要な社会保障制度にすべきであります。残念ながら保険制度であるが故、保険料を滞納し未納者となったことによって、本来必要な介護が受けられない老後になってしまいかねません。

このような事態を招くことのないよう、本来の社会保障の充実を求め、この場からの一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 藤野秋男議員の質問にお答えいたします。

まず、新焼却施設及び新最終処分場の整備候補地選定委員会の進捗状況についてでございますが、この2つの整備候補地選定委員会では、それぞれ所管する施設の整備候補地を第1次選定から第3次選定までの3段階で絞り込むこととして作業を進めているところでございまして、これまでに第1次選定については両委員会とも既に終了して、現在は第2次選定の作業に当たっているところでございます。

各段階の選定作業の内容については、まず第1次選定では土地の利用に関する法令上の規制の有無、あるいはその内容、それから災害時に被害が想定される範囲や影響の有無などの自然的、社会的条件面から新焼却施設については全部で24項目、新最終処分場については25項目、これら

の評価項目を設定して、施設を整備するに当たって不適切と考えられる地域を除外したところでございます。また、現在進めております第2次選定では、主要道路からの距離などの運搬の効率性、経済性にかかわる条件、あるいは土地の形状、利用状況などの整備コストにかかわる条件、あるいは周辺環境に配慮すべき条件など、新焼却施設、新最終処分場ともそれぞれ14項目の評価項目を定めて選定作業を進めているところでございます。

その後の第3次選定におきましては、現地調査を行うとともに、さらに評価項目を設定して、総合的な評価により3カ所から5カ所程度の整備候補地を選定することとしているところであります。

なお、第3次選定の具体的な評価項目については、今後の選定委員会において協議することとしております。

次に、新焼却施設と新最終処分場を同じ敷地に整備することについてでございますが、両施設の特性や整備条件の違いなどから、選定委員会についてはそれぞれ設置して個別に検討を進めておりますが、今後、具体的な候補地が絞り込まれていく中で、候補地としての適正といった評価項目の面からも、あるいは敷地面積の大きさなどの物理的な面からも、両方の施設を整備することが可能となるような具体的な場所が出てきた場合には、それぞれの選定委員会において2つの施設を同一敷地に整備することの適否といった点も含めて御検討をいただくこととなるものと考えております。

なお、それぞれの選定委員会においては、両施設は廃棄物の中間処理、いわゆる焼却処理と最終処分、いわゆる埋め立て処分を行うという密接した関係にございますことから、候補地の選定状況については両委員会でも相互に情報を共有しながら、適切な候補地選定を進めていただくこととしております。

これまでに寄せられた整備候補地の情報提供の件数についてのお尋ねがございました。本年の3月20日現在、新焼却施設と新最終処分場合わせて16件でございます。その内訳は、焼却施設の整備に関する情報が2件、新最終処分場の整備に関する情報が3件、新焼却施設、または新最終処分場のいずれか一方の整備を可とする情報が3件、新焼却施設及び新最終処分場の両方の整備を可とする情報が8件、以上の件数となっているところでございます。

今後の予定についてでございますが、それぞれの選定委員会では、10月までに整備候補地を3カ所から5カ所程度に絞り込んでいくことを作業スケジュールとして確認をした上で作業に着手いただいております。これまで選定委員会では、おおむね予定どおり選定作業を進めていただいております。本年10月には両委員会とも一定の結論に達していただけるものと考えております。今後は本年5月の選定委員会で整備候補地を10カ所から20カ所程度まで絞り込む第2次選定を行い、その後、現地調査を経て7月の選定委員会で第3次選定の評価項目の協議を行っていただいた上で、10月のそれぞれの選定委員会において3カ所から5カ所程度の整備候補地を選定する予定というようにしております。

次に、余熱活用施設についてのお尋ねがございましたが、余熱活用施設の整備内容につきましては、焼却施設を整備することとなる土地の形状でありますとか地域の特性などを踏まえて検討しなければならないことから、新焼却施設の整備候補地の選定の進捗に合わせて検討すべきものと考えており、現時点では具体的な内容は定まっております。

なお、整備候補地を最終的に絞り込む時期については、余熱の活用方策について一定程度の具体的な内容をお示しできるように、構成市町と連携して検討を進めているところでございます。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長に答弁させます。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） それでは、私からは初めに、先ほど御質問いただきました余熱活用施設の財政負担と維持費についてお答えをいたします。

これらにつきましては、整備主体とあわせて今後検討を行っていくというものでございます。

それでは、介護保険料の滞納対策についてでございますが、事務の取り扱いの流れについては、納期限までに納付しなかった方に対し、まず20日以内に督促状を送付します。それでも納付されない場合は催告書を送付するとともに、構成市町と連携して電話催告及び訪問催告を実施しているところであります。そして、一度に納付が困難であるとの申し出があった方に対しては、介護保険課及び構成市町の担当窓口において分納などの相談を行い、実情に応じて対応しているところであります。

滞納の状況につきましては、平成29年度の決算で申し上げますと、収入未済額は5,730万3,670円となっており、このうち現年分が1,328件、2,142万4,100円、滞納繰越分が2,444件、3,587万9,570円となっております。また、不納欠損額につきましては1,980万6,000円、件数は1,597件となっております。不納欠損の事由別の内訳は、生活困窮が1,428件と最も多く、全体の約9割を占めており、このほか死亡が77件、所在不明が66件、転出が26件となっております。

保険料を滞納した場合の介護サービスの利用につきましては、特別な事情もなく保険料を納めない状況が続いている方には、やむを得ず介護サービス費用の給付を制限する措置をとることとなります。具体的には、1年以上滞納した場合は、利用したサービス費用の全額を一旦自己負担していただきます。その支払い後に当組合に申請していただき、保険給付費が支払われることとなるものでございます。2年以上滞納した場合は、1年以上滞納した場合の給付制限に加え、滞納期間に応じて利用したサービス費用の自己負担割合を3割、または4割に引き上げるほか、自己負担額が一定の上限を超えたときに払い戻しを受けられる高額介護サービス費などの一部の給付が受けられなくなるものでございます。

平成29年度末の給付制限の対象者は28人ですが、このうち、実際に介護サービスを利用し、給付制限を受けた方は12人であり、滞納していない方との自己負担額の差は76万6,435円でございます。

本年度の平成31年2月末現在の給付制限の対象者は24人ですが、このうち実際に介護サービスを利用し給付制限を受けた方は9人であり、滞納していない方との自己負担額の差は61万8,882円でございます。

以上でございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ありがとうございます。

それでは最初からお伺いします。

既に2次選定が始まっているというお話がございました。2次選定においては、2次選定をもって公表するという説明がなされていたのですが、私は住民に公開する時期はいつごろになるのかという質問をしたのですが、2次選定をもって公表するというふうなうたっている中で、先ほど管理者の話からいけば既に2次選定には入っているというお話をいただきました。公表する時期はいつでしょうか。

議長（小野寺道雄） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 公表する時期につきましては、2次選定が決定した時期ということでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 大きく地域にも関係してくるわけですから、この2次選定が終了する時期というのは、現在も3月29日まで受け付けているという状況の中で、2次選定も検討中というふうに話しているわけですから、その辺の理解が今一つ、なかなか、既に2次選定を始めている、ただ、先ほどのお話では10カ所から20カ所という話もございましたので、当然受付もしているのは当たり前かなと思ったのですが、既に2次選定が始まって29日で締め切るとなれば、一定の時期というのは示せるのではないのでしょうか。先ほど7月までにはというお話もございましたが、その前には当然2次選定は終了するわけですから、今検討している時期というのをお話しいただきたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） それではお答えいたします。

現在、候補地の選定委員会を進めてございまして、この予定どおりこれからいくということありますと、第5回の選定委員会、新焼却施設では第5回、それか新最終処分場の候補地では第6回の委員会が5月末ということで予定をしております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ありがとうございます。

これは市民に対しての公表ですが、丁寧に言えばその公表に当たって、こういう選定基準で行いましたということとあわせて、やはりただ単に公表というだけではなくて、地域に出向いての説明などはなされる予定があるのかどうかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） どのような選定基準にするかということも含めて、ただいま行っております候補地の選定委員会の中でお諮りをして決めてきたいと、そのように思います。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ、選定基準に基づいて選定するということはそのとおりだと思うのですが、その選定した経過も含めて広く関係する住民の皆さんから御意見を聞くということが必要ではないかと、そういう丁寧な説明会、あるいは公表の仕方がその後の進め方で大きく理解を求めやすい、プラスになるというように考えます。ぜひ、この5月に選定し発表するという中身を受けて、さらに住民説明会などを開いていただくように要望しておきます。

それから、一体的に進める関係では、管理者は具体的な面積、可能であればそれは理想というような捉え方をしていますが、当初はそういう形で示しました。これはその後のその地域の振興策にも大きく影響してくるのかなと。私たちは、外部に余熱活用するということは施設の規模とかにも大きく影響し、それが今後、過大な負担になっていくので、内部での利用にとどめるようにという話をしてきたのですが、今進めようとしているこの余熱活用策を外部にということであれば、当然これまで示してきたように、その地域の振興策までかかわっていくということになると思うのですが、その辺についてのこの選定委員会は中身に触れての選定になっているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 余熱活用施設等につきましては、選定委員会の協議内容にはなっております。

ません。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 私からこんなことを言うのも変ですけども、すごい期待してもし手を挙げた方が、あるいは期待して手を挙げた自治会や組織があったとすれば、この地域は適地だが、あなた方が期待しているような施設は望めませんよとなる可能性も十分あるということなのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 私のほうからお答えをいたします。

まず、両選定委員会におきましては、それぞれの施設の特性でありますとか、建設地として除外すべき項目、あるいは望まれるような項目、そういったところから学術的な観点から検討いただいております。ただいま、もちろんそういった中では、余熱を活用していくと、焼却施設なり最終処分場、その中で、そういったことについても十分検討いただいておりますし、その活用エネルギーをどうしていくかと、あるいはそれを場外において活用するとすればどういった方式があるとか、そういったところまで踏み込んだ上で御検討いただきたいと考えております。

しかし、余熱活用施設イコール地域振興策というようなお話がございましたけれども、地域振興というのは、その焼却施設の候補地を選定する上ではちょっと異なる視点なのかなと考えてございまして、そういった部分につきましては、私どもとして地域においてこういったものが可能かということは検討いたしますけれども、候補地選定委員会の中で地域振興策までを御議論いただくという図式ではないと、そういった意味でございします。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 焼却施設は、ごみの減量を推進し、コンパクトにしていくということを考えれば、やはりここに力点を置いてしまうと、どうしても前に進まなくなる危険性がありますし、本来、そういう形で焼却施設を検討するということは私としては反対なわけですので、ぜひ今言った、切り離して考えるとすると、地元になんかそれを提案したときにまた足踏みが始まるのではないかなという心配があります。その辺は再度検討していただきたいと思います。

それから、当初、この新焼却施設と国際リニアコライダーの関係についてこのように明記しています。国際リニアコライダーが実現した際には、関連する緊急施設及び住居施設との相乗効果も図ることができる施設として想像していると、この考えは今も変わっていないのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） ただいま、ILCという国際プロジェクトについてのお話でございましたけれども、かつては確かにある地域を特定いたしまして、その地域の提案事項としてそういったような説明を行っていたことはございます。しかし、今現在は、国際プロジェクトという動きはあるにせよ、それぞれの候補地選定委員会において、その施設本来の特性からして、どのようなものがふさわしいかという御議論をいただいているというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ、広域行政組合のホームページにそのような記載があります。やはり、随時そういったところは見直しをかけていくということが必要ではないのでしょうか。私たちは限りなくその実現は厳しいものがあるというふうに捉えています。ですので、やはり過大な宣伝というものは早急に見直ししていく必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、先ほど規模については、現在は示せる状況にはないということですけども、既に

規模についてはこれまでの管理者の答弁でもわかるように、縮小していくということが基本だというお話がこれまでございました。それで、現在、この分野での検討はなされているのかどうか、それについてお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 余熱活用施設の検討状況についてでございますが、余熱の活用方策については、整備候補地を最終的に絞り込む時期までに一定程度の具体的内容をお示しできるようにするため、ただいま検討中でございます。現時点では都市部、それから田園部、山村部など、さまざまな地域特性ごとにどういった活用が考えられるかを、他自治体の事例などをもとに情報を収集しながら研究している段階でございます。今後においては、具体的な内容について、利用可能なエネルギーを精査した上で、整備候補地の選定の進捗に合わせて、構成市町と連携して検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） この余熱活用の規模はそのとおりかもしれませんが、その前提となる焼却施設の規模については、どのように検討なされているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 新焼却施設につきましては、ただいま基本計画を策定してございまして、それによって日量の規模というものを出すという作業を今行っているところでございます。今後につきまして、さらに検討を加えながらそれらに対応していきたいというふうに思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 少なくとも100トン規模はもう既に割っていると思うのですよね。ぜひ、これも早い時点で目標を立てる必要があると思うのですが、時期と合わせてお示しいただきたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

管理者（佐藤善仁君） 施設設備の規模を決定するためのものとして一般廃棄物処理基本計画がございまして。それにつきましては現在、改定中でございまして、それからいきますと、構成市町における廃棄物の排出量、その実績値をもとに見ていきますと、なかなか当初見ていたようなものによく減量化といったものが進んでいない、そういった現状にございました。したがって、まずは実績ベースでどういったような数値なのかといったところを今現在洗い出しをしております。そういった数字が今度、今から6年、8年という歳月をかけて新焼却施設を整備するわけでございますが、その際にその施設規模がそのままでいけるのか、あるいはこれからさらに減量化できる分がどういったものがあるのかといったことについては、その施設の基本設計なりをする際に再度精査をしたいと考えてございました。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 基本設計で示すということですが、組合というのはえてして実績から判断するということになりかねない、やむを得ないのかなと思いますが、しかし、それではやはり減量化は前に進まないと思うのです。先ほどの一般質問にもございましたが、やはり共通の目的をしっかりと両市町で持って減量していく、そういう数字を一関市も挙げていますけれども、これを本気になって見直して数字を示さないと、実績をもとにいうだけでは減量化は前に進まないのではないかという思いをしているのですが、その今後基本計画を策定する上でどういう点に留意してこの減量化を求め数字を盛り込もうとしているのか、その辺についてもお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） その施設の規模を決定するというのは非常に大きな仕事でございます。と
いいますのは、一度建設すればそのプラントは長い期間使うわけでございますので、その間も人
口動向などを踏まえながら検討しなくてはなりません。また、処理方式についても、先ほどの一
般質問の中で焼却を基本とするというような話をいたしましたけれども、さまざまな処理方式な
どが現在ございますので、そこは幅広に新しい可能性、技術といったものを踏まえていきたいと
思っております。

そうした中で、やはり減量化というのは大切な分でございますが、先ほどの一般質問において
も答弁いたしましたように、どうしても各家庭なり、あるいはそれぞれの事業所なりから出てく
る、ごみ集積所に出されるまでの間が大事なポイントでございますので、そういった部分につ
きましては構成市町の取り組みによるところが大きい、それも現実でございます。そういったと
ころにつきましては、これから先、その焼却施設の具体的なボリュームを定めるまでの間、あら
ゆる可能性を探っていきたいと考えて、このように考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ、しっかり検討して高い数字を持って、そこに向かって減量していくと、
そして施設は最小限の施設でコンパクトにということを申し上げておきたいと思えます。

それでは、介護保険料の滞納者に対するお話をいただきました。非常に利用する段階によって、
利用する段階になって大きな負担が伴うという状況が説明をされました。その人数について
もお話をいただいたわけですが、先ほど、この進める事務取り扱いについてお話をいただいた
わけですが、私は苦しい中で分納していく、結果的にはそれも滞納につながってしまうのでは
ないかなと思っているのですが、やはり生活困窮に至って不納欠損している数も大きいわけ
ですが、納付の段階で減免された件数というのはあるのでしょうか、お伺いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 減免につきましては、当組合の介護保険条例の規定によりまして、災害に
より住宅等に著しい損害を受けた方等の保険料を減免するというところでございますが、ただいま
までのところ、減免対象となった方はいないというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 災害等によって著しく減収する、あるいは管理者が必要と認めるというこ
とになるわけですが、その中には当然、生活困窮というのも含められると思うのですが、これ
ほど生活困窮で件数が出ているのですが、その徴収の段階において減免がないというのはど
のように理解したらよろしいのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 減免の中には前年中の納付義務者や第1号被保険者の方の合算の所得金額、
これが600万円未満というような規定もございますけれども、ただ、これにつきましても当事
者の方からの申請に基づいて行うというような流れで行っております。申請等についてがな
かったということでございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 直接多くの方と相談したわけではないのですが、制度をよく理解してい
ない方が多いのですね。ですから、年金生活、あるいは収入が一定程度あっても病気であ
ったり仕事ができない状況にあったりということで、減収しているという中で分納誓約し
てしまったという

方はいらっしゃいました。本来なら、そういった状況の中では分納誓約そのものも非常に困難な状況なわけです。ですから、そういった場合の減免が必要だと思うのです。ですから、制度を徹底するということと、可能な限り減免の対象にするということは必要な救済措置だと思うのですが、その辺についてもお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） ただいま議員がおっしゃった内容につきましては、そのとおりであると思っております。当組合といたしましては、あくまでも滞納にならないようにというふうなことで分納誓約の相談等についても設けているわけですが、これらについて、今後、さらに周知の徹底を図るということとともに、できるだけ早くまずは相談をしていただきたいというような思いでございますので、いろいろな説明会がございますので、それらの場において、この減免等につきましても分納の相談につきましても詳しく説明をしてみたいというように思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ある自治体では、滞納してくれてありがたいと、何か困ったことがあったのではないですかという寄り添いの精神で納税相談に対応するというお話を聞いたことがあります。やはり、悪質でない限りは滞納者には滞納者なりの理由があるのではないかと思います。やはりそういう面では、本当に滞納した方に寄り添った対応が必要ではないかなというように思いますので、ぜひ機会を捉えてしっかりと対応し、分納のみならず減免が必要であれば減免処置を講じるというふうな処置をとっていただきたいと思います。

それで、減免の要綱ですけれども、ハードルが非常に高いなという思いをしているのですが、そういったことも利用につながらない原因ではないかなと思うのですが、どのような所感を持っているでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） この減免の規定の内容につきましては、国の基準というものを参考にさせていただきながら取り決めていると、そのような内容でございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） ぜひ、組合裁量で定められるものですから、そういった面ではハードルを下げるということが必要ではないかなと思います。なぜなら、これは老後必要になったときに利用が制限されたり、必要になったときに、先ほど事務局長からお話があったように、3割から4割負担しなければあなたは使えませんよとなつては、まさに老後が快適安心というよりは地獄になってしまうのではないかという思いをしています。国民健康保険でさえも、滞納していても資格証明書を発行されていても、医師にかからなければいけない場合は短期被保険者証を発行して速やかに診察を受けるという処置はとっているわけですね。ですから、この介護の利用に当たっても、過去の未納期間があったというようなことがあって利用できない、制限されるというようなことがあってはならないと思うので、ぜひハードルを下げていただきたいと思います。この要綱は設定当初から見直しがされた経過はあるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 組合設立当初からの見直しについてはないものというふうに思いますが、ただ、減免につきましては、この減免のハードルが高いということでございますけれども、これへの対応については全体として介護保険料への影響というものが出てまいります。ただいま国の

ほうでは、第1段階から第3段階までの方に対する保険料の軽減措置を講じているということもございますので、それら総合的に勘案いたしまして、今後、研究をしてみたいと、そのように思っております。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 国の軽減措置で対応しているというのはそのとおりですが、それによって未納者が生まれているわけですから、ぜひそれに対する手だてをしっかりとっていただく、そういった見直しも常に実態とあわせて検討していくということを望んで終わります。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質問を終わります。

午前の会議は以上とします。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

議長（小野寺道雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、那須茂一郎君の質問を許します。

那須茂一郎君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

11番、那須茂一郎君。

11番（那須茂一郎君） 11番、那須茂一郎です。

通告に従って質問してまいります。

新焼却施設の整備候補地の進捗状況についてお尋ねします。

これについては、先の藤野議員が同じような内容で質問しましたがけれども、私も2回目、3回目に質問する用意がありますので、簡単ですが、1回目の質問を述べさせていただきます。

10月に新焼却施設の候補地を3から5カ所を発表するとありますが、現在の進捗状況はいかがでしょうか。候補地選定委員会の検討状況をお知らせください。

また、候補地について情報提供を求めています。今現在、何件の情報が寄せられているのでしょうか。それらの情報の候補地だけから選定していくのか、または選定委員会手持ちの候補地があるのか、現在の進捗状況についてお尋ねします。

次に、生ごみの焼却量減量のための処理方法についてお尋ねします。

宴会のとき、30・10運動などユニークな方法を啓発して、少しでも残量を減らそうと努力していることは認めますが、この生ごみに関しては根本的に対処法が違うのではないかと思います。全国的にさまざまな方法がとられています。しかし、それらは一面から評価されても、反面、難点があるなど、全国各地で試行を繰り返しています。

例えば、よく言われているメタン発酵による処理です。他の廃棄物を混ぜて発酵タンクで処理する、すごく近代的と言われますが、メタン発酵がうまくいかない、消化液の処理をどうするか、多額の費用をかけても発電等で回収する収入では採算がとれるまで時間がかかるとか、堆肥化は堆肥の製造や堆肥の処理をどうするか、近くで30年近く生ごみを堆肥化している自治体がありますが、そんなに見習う自治体が少ないところを見れば魅力的ではないということでしょうか。

そのほかにさまざまな方法があると思いますが、一長一短ではないかと思うのです。一番は各家庭から生ごみを出さなければよいと思うのです。

ごみの量の30%から40%を占めるという生ごみ、バイオトイレを導入した家庭では、家庭から出る生ごみ、残り御飯とか野菜くず等々、これに入れて完全に自家処理すると言われていました。

下水道や合併浄化槽を設置している家庭ではそれはできないので、名前がバイオトイレですが、産業用処理機です。この地域のごみの集積所に中型のバイオトイレを置いて、そこに入ればよいと思うのです。もちろん、置ける場所にしか置けませんけれども、そういう方法があります。

今回はこの部分には行政組合の回答はできないということです、集積所から焼却施設にある場所についてです。そこに少し大型の処理機を置けば、生ごみやそれが多少混ざったものでも問題ないので、それで生ごみ類を入れれば家庭で解決するよりは劣るにしても、大きな減量になるのではないかと思います。どちらにせよ、焼却炉の延命を図るにはごみの減量化、これは共通課題です。試してみる考えはありませんか。

次に、指定ごみ袋の改善についてです。

新しく一関市全体の指定ごみ袋ができましたが、従来と違い印刷されている色が1色で、ごみの種類を表示する表示箇所が上にあるため、収集作業がしづらいという声があります。袋の表示様式を改善する考えはないのでしょうか。

以上、壇上からの質問とします。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 那須茂一郎議員の質問にお答えいたします。

まず、新焼却施設の整備候補地選定の進捗状況についてでございますが、午前中の他の議員の答弁と重複するところがほとんどでございますが、繰り返しのになりますが、答弁させていただきます。

整備候補地選定委員会では、整備候補地を第1次選定から第3次選定までの3段階で絞り込むこととして作業を進めているところであり、これまでに第1次選定については既に終了して、現在は第2次選定の作業に当たっているところでございます。

各段階の選定作業の内容については、第1次選定では、土地の利用に関する法令上の規制の有無やその内容、あるいは災害時に被害が想定される範囲や影響の有無などの自然的、社会的条件面から24項目を設定いたしまして、施設を整備するに当たって不適切と考えられる地域を除外したところでございます。

また、現在進めております第2次選定では、主要道路からの距離などの運搬の効率性、経済性にかかわる条件や土地の形状、利用状況などの整備コストにかかわる条件、あるいは周辺環境に配慮すべき条件など14項目の評価項目を定めて選定作業を進めているところであります。

その後の第3次選定においては、現地調査を行うとともに、さらに評価項目を設定して、総合的な評価により3カ所から5カ所程度の整備候補地を選定することとしております。

なお、第3次選定の具体的な評価項目については、今後の選定委員会において協議することとしております。

これまでに寄せられた整備候補地の情報提供の件数についてのお尋ねもございました。本年3月20日現在で新焼却施設と新最終処分場を合わせて16件でございます。その内訳は、新焼却施設の整備に関する情報が2件、新最終処分場の整備に関する情報が3件、新焼却施設、または新最終処分場のいずれか一方の整備を可とする情報が3件、新焼却施設及び新最終処分場の両方の整備を可とする情報が8件となっております。情報提供のあった土地については、当組合において基本的な条件である必要面積の確認や第1次選定の除外条件に該当しないことの確認を行った後に、第2次選定の作業の中で選定委員会において評価をしていただくことになります。

なお、手持ちの候補地の情報はあるのかというお尋ねもございましたが、そのようなものはございません。

次に、生ごみの処理についてでございますが、当組合が行っている廃棄物処理は、焼却を基本とした施設の構成となっております。生ごみについても焼却することを前提として収集して、ごみ集積所に出された生ごみについては、他の可燃ごみと一緒に全て焼却処理しているのが現状でございます。

生ごみを焼却しないで処理する考えはないかというお尋ねでございましたが、現在、使用しております施設については、施設本体の老朽化により、これに新たな施設の整備を計画している段階にありますことから、現施設においては焼却を基本とした現在の処理方式で対応してまいりたいというように考えております。

また、新たに整備する施設につきましても、毎日排出される廃棄物を安定的、かつ確実に処理していく必要があるということが一つ要請されております。それからもう一つは、衛生上の観点から、焼却により処理することが望ましいものがあるということもまた要請されているところでございます。このことなどから、焼却により処理するということを基本として考えているところでございますが、廃棄物の減量化や資源化というものは非常に重要な課題であると認識しているところでございまして、引き続き廃棄物の減量化に向けて構成市町と連携して取り組んでまいりたいと思います。

また、廃棄物の資源化をさらに徹底するための取り組みにつきましては、分別の種類そのものの見直しやそれに伴う収集体制や処理方式の変更などにもかかわってくるものでもございます。現施設のままで困難な要素が多いことから、今以上の資源化を進めることについては、新たな施設の整備にあわせて検討してまいりたいと考えております。

先ほど申し上げましたように、新たな施設については焼却を基本とした施設の構成を考えておりますが、生ごみなどの資源化設備を併用して処理していくことについても検討してまいりたいというように考えております。

その際には、分別に関する新しいルールでございましてか収集運搬体制の見直しのほか、収集後に生ごみを可燃ごみと分別する自動選別装置の導入などもあわせて検討していく必要がございます。

議員から提案のございましたバイオトイレにつきましては、試してみる考えはないのかという御提案でございましたが、生ごみ専用の処理機としてこれを焼却施設の中に組み込んでいくことがまず一つには可能なかどうか、あるいは費用対効果の面でどうかなど、さまざまな観点から今後の検討対象となっていくものというように考えております。

次に、指定ごみ袋についてのお尋ねがございました。現在使用していただいている指定ごみ袋は、平成30年4月に変更したものでございまして、それまでは一関清掃センターと大東清掃センターのそれぞれの収集区域で異なる指定ごみ袋であったものを統一したものでございます。

指定ごみ袋の変更に当たっては、収集運搬業者の意見を聞いた上で決定したところでありますが、変更後の指定ごみ袋は、袋の中の廃棄物の種類が袋の外側からでもわかるように無色透明といたしまして、袋に表示した燃やすごみ、燃やせないごみ、資源物のそれぞれの種類の中から当てはまるものに丸印をつけていただく仕様としております。廃棄物や資源物の種類に丸印をつける部分は、袋の結び口を結んでも丸印をつけた箇所が見えるようにするため、袋の中ほどに表示するなど工夫をしたところでございます。

指定ごみ袋の統一後、収集運搬業者との打ち合わせ会議を定期的を開催しておりますが、業者からは、ただいま議員からの御質問のような廃棄物の種類が見えにくいため回収作業に支障を来しているとのお話はございません。

現時点において指定ごみ袋のさらなる変更は予定しておりません。まずは廃棄物の分け方、出し方などについて、一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

議 長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） どうもありがとうございました。

ちょっと順番を変えて、最後の指定ごみ袋の件からお話ししたいと思います。

業者のほうから話がなかったという話をされましたけれども、作業する人たちから私は直接お話をいただきました。そして、以前、例えば東でやっていた方式のごみ袋ではなく、こちらのほうで、どういう部分でこちらの業者がどうだという部分はあるかとも思いますけれども、やはり作業する人たちがどうすれば便利かと、そういう方たちの分も考えてみる必要があると思うのです。今、管理者のほうから、それは支障がないという話をされましたけれども、実際には働く人たちは一目でぱっと見て、これはどういうものだと区別してやるのだと、そういう部分が非常に不便だという話をされたからこの問題を出しました。実際に表示しますと、上のほうが、満杯のごみはいいのですけれども、半分ぐらい入ったものとか何かもあるのですけれども、それらが不便だという話でした。そういう部分は感じませんか。

議 長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） ごみ袋の表示については、これまで構成市町の一関市、平泉町の住民の皆様方とか、いろいろ協議をしていただいた結果、ただいまの様式になったということでございます。

それから、それぞれ業者の皆さん方との協議の場を設けておりますので、その中ではそのようなお話はなかったというふうなことでございます。その作業をする方の利便性というようなことでございますけれども、それらについてもそれらの業者の方々との協議の中で話題として出していきたいと、そのように思っております。

議 長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） ごみ袋を先ほど買ってきたのですけれども、うちのほうはまだ古いごみ袋が大量にありますけれども、それでやっているのですけれども、今、管理者が言ったように、これが満杯であれば問題なく表示されるのですけれども、大体半分ぐらいとか、こういう感じになったとき、見るとき非常に判別しづらくて不便だという話なのですね。この表示する分は私はいと思います。ただ、表示する位置がもう少し工夫できないのか、こういう問題です。業者の皆さんが、例えば一般の作業員からお聞きしたのではなくて、やはりその業者の管理している社長なり事業所長からのお話だと思うのですけれども、やはり作業している人たちの分も考えて表示を工夫するという部分が私は大切だと思うのですけれども、どうでしょうか。

議 長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 議員のお考えというようなことは承知いたしましたけれども、ただ、先ほども申し上げましたが、関係の事業所の皆様との協議の場も設けてございますので、もしその場で不都合があるということであれば、業者の皆さん方からの御意見もあろうかと思います。ただ、今の段階ではそういうような御意見はないということでございます。

議 長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 確かに去年、制作するとき、何万枚と制作して、まず大体的には今現在の状況で見れば何カ月分があるという話でしたね。大体、何カ月分ぐらいあるのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） ごみ袋につきましては、こちらのほうで仕様のほうはお示ししておりますが、つくる段階においては業者のほうにお任せをしているというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 新しいごみ袋をつくったとき、何万枚かつくったという報告をいただきましたね。しかし、大体、月に幾らぐらい使うということになれば、表示を変えるということに対しては、それらの在庫が仮にあってというよりは、むしろまずそれぐらいの段階ですから、何とか今現在は我慢して使ってもらって、在庫がなくなって表示を変えるとき、その点、業者と協議した結果、検討してやはり表示を変えてほしいと思うのですけれども、どうでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 在庫というお話もございましたが、いずれ在庫につきましては業者のほうで、把握をしているということであろうかと思います。

それから、袋の表示につきましては、これは長い年月をかけて、それらについて御意見をいただきながらつくってきたという経過もございますので、一概にすぐ変えますというようなことにはならないかと、そのように考えております。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 御自分が努力してこれだけのものをつくったのに、簡単に変わるわけにいかない、そういうような意義的なものは感じますけれども、でも、不便を来すというときは、やはり改善していくのだと、そういう気持ちが必要だと思うのですね。

それで、やはり事務方ばかりではなくて、実際に作業する人たちがどうすれば便利なのか、そういう点も私は考えていく必要があると思うのですね。これらの協力なしには、ごみの円滑な収集は私は望めないと思います。ですから、今すぐは回答できなくても、その検討をしていただきたい。また、業者などと話し合う中において、そして、そういう声があるかどうか、もう少し拾っていただきたいと思います。私も、そういう作業員に対して会社に上げて、会社から行政組合のほうに会議のときに上げてほしいと、そういう話をしておりますけれども、私は直接その作業をする人たちから聞いたので、やはりこの袋を見て、そういう点は事実だなと思って質問して改善をお願いしているわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 議員から今ごみ袋の件に関して、事務局長が答えたことに対して、事務局長がみずからつくったのだから、これでいいと思ってすぐ変えてはどうなのかという、そういうお話があったようでございますけれども、そういう個人的なものではないのですよね。そういうように聞こえました。それと我々とすれば、一旦つくったものに対する意見を広く吸い上げる形はつくってあるのですよ。その中に、実際に利用する方の声が上がってくるような仕組みはできています。そこに今までの中では上がってきていなかったということなわけです。こちらが聞いて歩いていないということだけをとってそういう質問されると、事務方もなかなか大変だなという思いがしますので、そのところは御理解いただければと思います。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） ちょっと誤解のある答弁をいただいたので、改めて質問し直しますけれど

も、私はその方がつくったという話ではなくて、一応そのようにつくったけれども作業する過程において不都合があると、その点は、その方たちがこの場で話すことができませんので、私は直接この場をお借りしてそういう不都合があったということで質問したわけです。何もつくった事務方が悪いとか何とかではなくて、一応工夫してつくっても、また不都合があるかもしれない、これはどこにもあることであります。そういう改善はしてほしいと、そういう意味で私はこの質問を提起しました。その点は管理者、よろしいですか。

それでは次の質問をします。

1 番目の焼却施設の関係ですけれども、実際には今現在まだ16カ所という話をされました。これから3月29日までに何カ所かふえるかもしれませんが、しかし、現在、例えば10月に3カ所から5カ所からの選定をするというのは、現在述べられた箇所から、16カ所というのであればその中から3カ所から5カ所というふうに考えてよろしいわけですか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 焼却施設であれ最終処分場であれ、2つの選定委員会をつくりまして、第1次選定から第3次選定までのステップを経て絞り込みをしています。その具体的な内容については先ほど答弁をしたとおりであります。それはそれで学術的な観点からそういった絞り込みを行っているのでありまして、情報提供というのはまた別な話でございます。情報提供につきましては、そういったような土地の情報があれば、それを広く集約をいたしまして、それを2次選定の中で評価委員会において評価をしていただくということでございまして、情報提供のあった土地の中からその3から5なり、10から20を選んでいくというものではございません。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 今の副管理者の答弁をお聞きしてびっくりしましたけれども、情報提供のあった16カ所、その中から例えば3カ所から5カ所を選ぶのではなくて、別な形の分もあるということですか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほど答弁をいたしましたことと同じことをもう一度申し上げます。

情報提供のあった土地については、まずは当組合において、基本的な条件である必要面積の確認や第1次選定で選定をした除外条件に該当しないことなどの確認を行った後に第2次選定の選定委員会にその情報を提供させていただいて、第2次選定委員会の中で第2次選定の作業の一つとして評価をしていくということでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） といいますと、例えば市民から寄せられた情報提供、そういう部分から16カ所ある、その中から第3次選定ということで3カ所から5カ所選定するのではなくて、また別な形でやはり選定される部分もあるということですね。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 市域全部を対象として、第1次選定においては除外すべき場所を除外するという作業をしてまいりました。第2次選定においては、またさらに除外すべき場所と評価として積極的に評価していく部分と両方の作業をしております。それはそれで市内の土地全てを対象にしてそういった作業をしております。そうした中において、また一方で、広く市民、町民の皆さんから情報提供いただいた、そういったものについても、果たしてただいま申し上げましたような第1次選定の条件に合っているかという点をチェックした上で、合っているものについ

ては第2次選定のテーブルに乗せていくと、そういうことでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） それでは、最終的に10月に予想されることは、3カ所から5カ所の中にそれは市民から情報提供された箇所もあるかもしれないけれども、また別な箇所も入っているというふうに解釈すればいいですか、想定される分は。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 市内の全ての土地の中から、選定委員会として第1次選定、第2次選定という作業を通じて残った10カ所から20カ所という土地の中にそういった土地はあります。絞り込みます。市民の方から情報提供いただいたものがその中に含まれることもあるかもしれませんが、入らないかもしれません。そこはわかりません。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） そうであれば、先ほど1回目の答弁で管理者からいただいた、例えばこの情報提供のほかに選定委員会、手持ちの箇所が、候補地があるのかというのに対しては、それはないというのではなくて、あるわけですね。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 手持ちの候補地といった意味合いがちょっとよくわからないのですが、恐らく議員がお話しの手持ちの候補地というのは、そういった選定委員会にかけるというフィルターではないところで、私どもが何か候補地を思い描いているというような意味であれば、そういったものはないと、そういった意味で申し上げました。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） わかりました。まだまだ10月までに時間がありますので、機会があればまず詰めの段階でお尋ねしてまいりたいと思います。

次に、生ごみの処理の問題です。管理者が焼却を前提にしてという話ですけれども、問題は焼却炉が大変なので減量したいと、そうすれば減量するのに対してどうすれば生ごみは減量になるとお考えですか。私は、生ごみは生ごみで処理するやり方のほうが焼却炉に負担をかけなくていいと思うのですけれども、私は新聞の報道を見まして、ぜひ、焼却炉が大変だから減量してほしいというふうに解釈しましたので、私はむしろ管理者を助ける意味でこういうふうな形を提案したのですけれども、どうでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 生ごみの減量化でございますけれども、先ほども御答弁申し上げましたが、毎日排出される廃棄物を安定的、かつ確実に処理する必要があることということと、あとは衛生上の観点から焼却により処理することが望ましいものがあることというようなことがございます。それで、新焼却施設につきましては、そのような減量化も視野に入れた中で検討していきたいというようなことで答弁を申し上げたところでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 新しい焼却炉がこれからなので、それはそれとしていいのですけれども、しかし、今現在対応する方法ということで、私はそういう方法であれば生ごみは処理できると。そして、衛生上の問題とありますけれども、具体的にどういう問題でしょうか。私もちょっと具体的な話を聞いてからまた改めて質問したいと思いますけれども。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 衛生上の問題につきましては、生ごみでございますので、水切りが徹底されていないという状況の中では悪臭等も発生するであろうと、そのような関係で衛生上のということで申し上げたところでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 悪臭等の衛生上の問題、水切りされないという問題、それに対しては最初に言ったように、例えば水切りされない、それから、構わないでおけば悪臭が発生すると、そういう部分は私が質問した中において、それは集積場に処理機を置いてそこに入れば、多少水切りされていなくても、悪臭も発生しないで処理できるということです。ただ、それは行政組合の答弁ではないというように言われましたので、例えばそれらを焼却炉のある場所に運んでいくわけですけども、その中でその袋や入れ物の中身をその処理機に入れば、悪臭も、それから水切りの問題もなく解決するわけです。そういうような形で、確かに今から暖かくなれば悪臭の問題があって大変だと、それから堆肥施設をつくっている処理場も生ごみだけでも大変だと、そういう部分を視察に来てやってみています。私はそういうやり方は不便だなと思っています。そういうやり方ではない方法でやってほしいと思っているのです。だから、それぐらいはやはりこちら側の質問の主旨に基づいて検討してほしいと思うのですけれども、どうでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 生ごみの処理につきましては、一つはこれまで行ってきた処理の方法ということで、これについて変更するということになれば、住民の皆様方に十分な周知を行う必要があるということが一つ、それから生ごみ専用の処理機としてこれを焼却施設の中に組み込んでいくということにつきましては、これについては費用対効果の面でどうかといった観点などから、今後、検討対象となっていくものというようには考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 費用対効果というのは、私の財布と皆さん方の財布の価値が違うので、その点はちょっと想定できませんけれども、実際にはその処理、テスト、プロジェクトといいますか、それらを試すのには買わなくても貸すという制度があります。それでやれば試してみる価値があると思うのですね。それらを想定しないで、お金がかかるのだ、どのぐらいのお金がかかるのか、大変なのかちょっとわかりませんが、お金がかかるのだと、そういうことだけでネックにならないで、焼却するといってもお金がかかるわけですね。それらをどちらがいいか、将来的にどういうことを考えればいいのかということを考えてみたらどうでしょうか。借りるという方法があります。どうでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） これら、費用対効果というふうなことで御説明いたしましたけれども、一つは現在の新焼却施設が計画の途にあるという段階において、現施設が老朽化をしているということもお話ししましたが、現施設の中でそういうふうな施設を新たに加えて取り入れていくかというふうな面についてこれも検討が必要ではないかというふうに思いますし、これらについて新しい施設の中で今後十分に検討をしていきたいと、そのような考えでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） まだ場所も決まっていないので新しい施設、何年後かの話をするのは何だかという言葉もありますけれども、そうではなくて今現在、その処理機があれば明日からでもできるということです。そういう点を考えないで、やはり生ごみの減量ということを考えるので

すか。焼却の量を減量するために分別を徹底させていきたい、それから生ごみはどうか考えてほしいと、そういう話が新聞記事にありました。違いますか。今現在の焼却しているのを減らしたいからどうしたいという話でした。そういう意味で新聞報道されたのではなかったでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 議員からは、バイオトイレ形式にすれば水切りしなくてもそのまま入れ込めばいいのだという話がありました。それが生ごみ処理にかなり有効だという御意見でございます。そうかもしれません。ただ、私が昨年の暮れからFMラジオなどで市民に呼びかけてきたのは、家庭における段階でまずごみの分別をしっかりとする、水切りをしっかりとする、そうすることによって生ごみが減る、そのための可能な限りの行政としての支援策も考えてきているところがありますということを市民の皆さんに訴えて、これからの地域社会におけるごみの減量化というものを分別の徹底によって少しでも減らしていこうと、そういう基本的な考えかがあって今まで進めてきたつもりであります。

まさにこれから新しい焼却施設が計画されようとしている中で、市民ということは、家庭からごみを出す側、あるいは事業所単位で見れば事業所からそういう排出物が出る段階、そういう段階でのそれぞれの意識を変えていくということが、まさにこれから一番要請されることだろうと思っております。これを市民運動的に盛り上げていかないと、私はこのごみ処理問題というのはスムーズに事が運ばないなというように思っております。だから、バイオトイレを今設置すれば、老朽化している施設に関係なく生ごみがそこで処理されるからそれで済むということではなくて、もう少し長い目で見ていただいて、新しい施設ができるまでの間、何とかしてそちらは延命化を図っていくのですけれども、一方で生ごみと今現在は一緒に燃やしているわけでございますけれども、その分別を徹底して、少しでも現在の施設に負担のないような形で持って行って、新しい施設につないでいければということでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 管理者が言っているその水切りの問題、その問題は、生ごみの量は変わらなくて水分だけが少なくなる、そうすれば量的に減ったという評価をするものですね。しかし、実際には減ったのは水分だけであって、生ごみの部分は変わらないのではないですか。私は聞いていてそう思うのですね。しかし、実際には家庭で水を切っても汚染の問題も出てきますし、しかし、実際にはそういう部分さえも処理できる機械があるのだと、ここです、はっきり言って。これは何も多少なりとも水が切れないと、それから生ごみ以外の分別が徹底されない部分も含めて、その処理機に入れてもその点は差し支えないように処理していくのだと、この部分の違いです。ですから、そうすれば、焼却炉は、水分の多い生ごみを減らせば、量が減ったから焼却炉は楽になるというものでなくて、根本的に生ごみの処理方法が違えば全く違ってきます。そして、家庭的にも、それから行政組合の費用的にも違ってくると、そういうような最初の出足が違うので、そこら辺のところの考え方を検討することはできませんか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほど来、例えば答弁の中では、今現在の処理システム、プラント構成の中で追加的な設備を行うということは差し控えたいと、したがって、ただいま議員御提案のようなバイオトイレを生ごみ専用の処理機として使うと、そういったようなプラント構成については新しい施設体系の中で考えていきたいということを申し上げました。しかし、議員からは、いやいや、レンタルだってあるのだから費用対効果を置くということはそもそもどういったことなの

かという話でございましたが、仮にレンタルで賄ったとしても、分別でありますとか収集でありますとか、さまざまところを根底から変えていかなければならないと考えてございました。あと7年、8年というような歳月を要して新しい施設を建設し、その際にはそのプラントの全体構成についても見直したいと考えてございますけれども、そういったところを今入れ込んで、市民生活、町民生活の中でそういったものを御理解をいただきながらやっていくということがまず一つございます。

それから、もう1点であります。仮にレンタルであったとしても、ヒアリングの際には、議員からは1日3トンの処理能力がある、生ごみですね、そういう話でございましたが、私どもが把握したものでは、家畜用のものであったとしても1日1トンという話でありました。その水分の量がどうかというようなことはわかりませんが、議員がおっしゃるように、仮に1日3トンであったとしても、毎日出されてくるごみの排出を処理するためには大型のものが5基から7基必要な計算になります。そうした場合に、それは当然、処理経費にもはね返ってまいります。減量化をすると、焼却するにもお金がかかるというのはそのとおりでございます。しかし、減量化にもお金がかかります。減量化のコストといったものも市民生活の中、町民生活の中にはね返していいのかということがございますので、やはり根底からの分別、収集体制、そしてその処理方式、全体のプラント構成につきましては、新しい施設整備の中で、最新の情報、最新の技術、そういったものを入れながら幅広く検討していきたいと、このように考えてございました。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 正直言って、制度の部分の最初のボタンのかけ違いという言葉があるのですけれども、生ごみを今現在処理するのに対しては、ポリバケツのようなものに入れて、堆肥とか、それからメタン発酵施設に運んでいます。そういう費用は当然かかるし、その分の運搬の分の煩雑さも出てくるかもしれません。今のように、例えば先ほど言ったごみ袋に入れて出すだけではない部分が出てきます。そのとき、水分の減量だけでやるというのではなくて、そういう部分を含めて対応できるのだと。そこら辺のところの構想を変えればいいです。

私が言ったように、生ごみの対応に対しては家庭で出さなければいいと、家庭で今現在出さざるを得ないような状況になっていると、そうすれば行政組合のほうでどれだけバックアップすればいいのかという問題が出てきますよね。そのとき、燃やさなければならぬのだという前提のものではなくて、燃やさない方法も検討してどちらがベターなのか、どちらが環境にいいのか、どちらが費用対効果がいいのか、その目先ではなくて対応していけばいい。

私は大きな焼却炉をつくるよりは、今、副管理者が言ったように、何基か構えてやれば非常に効果的に私はやれると思うのです。そういう部分が出てきます。大きなものと言ってもそんなに大きなものをつくっているわけではなくて、やはり2トンから3トンぐらい生ごみを処理できると。私が見た屠場では肉類とか何かの廃棄物が大体1日10トン近く処理していました、その機械でですね。それで、毎日出る腹ふんという処理するものが、みんなそれによって処理されていくのを視察してきましたけれども、生ごみも同じようにできるということでやっていました。それで、実際に市としても燃やさないで、やはり多少混ざり物があった生ごみであっても袋のまま入れて、後で回収すれば。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君に申し上げます。

質問は簡潔にお願いします。

11 番（那須茂一郎君） 待ってください。なかなか理解していないようで、理解するように説明し

ている部分ですけれども、そのようにやってきているのですね。ですから、それらをどうやったらこの一関地区広域行政組合の中で便利なのか、そういう検討は私は必要だと思うのです。新しい焼却炉をつくるのではなくて、今現在の焼却炉の状況でも私はできると思うので質問しているわけです。そういう検討は私は必要ではないかと思います。もう一度、検討するかしないかお願いできますか。新しい部分は検討すると言うけれども、今現在ではどうでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほど申しましたように、議員がお話しの御提案のもの、そういったものについては幅広く検討していきたいとは思ってございました。新しい技術というものが開発されておりますし、例えばそういったものは民間事業者において買い取りをして、民間資本の中でそういったものを処理していくといったことも全国的にはあります。ですので、そういったところについては幅広く検討していきたいと思いますが、それを今、新しい施設整備をこれから先、6年、7年、8年の間でやっていく、この時期に今やるべきなのか、新しい施設整備に合わせて今から新しいものを含めながら検討していくのかという違いでございます。議員がお話しのさまざまな新技術を否定するものではございませんが、答弁につきましてはただいま申し上げたとおりでございます。

議長（小野寺道雄君） 11番、那須茂一郎君。

11 番（那須茂一郎君） 今現在の焼却施設が古くなって、できるだけ長くさせたい、そして、あまり負担をかけるのもかわいそうだからというような形でずっと答弁いただいていますけれども、しかし、だからこそ私は負担軽減のために、生ごみだけでもとりあえずですね、ほかの提案もいっぱいあるのですけれども、生ごみだけでもそういう方法でやれば私は解決すると思っていますので、ぜひ家庭においては、ここの答弁ではありませんけれども、しかし、行政組合として処理するためにも、そういう設備があれば私は焼却炉のためになると思います。ぜひ、焼却炉延命のためにも行政組合の賢明なる考えをよろしくお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。よろしくお願いします。

議長（小野寺道雄君） 那須茂一郎君の質問を終わります。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみでございます。

通告に従って質問を行います。

初めに、一般廃棄物処理基本計画について4点お聞きいたします。

1点目は、焼却施設の統廃合後のリサイクル施設の利用計画についてです。

資源化が進めば、今後ますますリサイクル施設の重要性は高くなります。現在、広域行政組合では、一関清掃センター焼却施設と大東清掃センター焼却施設を統廃合して1つになる新焼却施設の建設候補地選定作業が進められています。両清掃センターにはリサイクル施設もあることから、新焼却施設建設後のリサイクル施設をどのように利用する計画としているのか、新焼却施設同様、リサイクル施設も1つにするのかお伺いいたします。

2点目は、ごみ焼却施設にかかわる温室効果ガス排出量抑制についてです。

国際的に地球温暖化防止策としての温室効果ガス排出量の抑制は重要施策であり、一般廃棄物処理基本計画の中にも、ごみ処理の過程で排出されたと想定される温室効果ガス排出量の推移が

記載されております。広域行政組合としての温室効果ガス排出量抑制にかかわる取り組み内容をお聞きします。

3点目は、新たなし尿処理施設の建設計画についてです。

狐禅寺地区の住民からの要望として、焼却施設建設の賛否にかかわらず、し尿処理施設が一番の迷惑施設であるので、狐禅寺地区以外へ持って行ってほしいとの声が多く上がっていました。当局もこうした住民要望に応えるように、狐禅寺地区での住民説明会では、し尿処理施設は他地区へ持っていくとの説明を行っておりました。現在のし尿処理施設は老朽化していることから、新たなし尿処理施設建設の進捗状況についてお聞きいたします。

4点目は、ごみ減量化、リサイクルの促進に対する広域行政組合の取り組みについてです。

廃棄物処理において、ごみの減量化とリサイクルは最重要事項であり、構成市町においては一般廃棄物減量基本計画を策定し取り組んでいるところですが、広域行政組合は構成市町と連携しながら減量化を促進すると施策推進方針でも述べていることから、広域行政組合としての具体的な取り組み内容をお聞きいたします。

次に、介護保険事業の充実について3点お聞きします。

1点目は、地域包括支援センターの現状と今後の機能強化についてです。

地域包括支援センターは、地域の高齢者の実情をつかむ拠点として人員体制の構築を図ることが求められています。現在の地域包括支援センターの業務量と職員体制はどうなっているのか、また、今後、第7期計画期間中の地域包括支援センターの機能強化や充実について、具体的な内容を御紹介ください。

2点目は、包括的支援事業の業務委託についてです。

昨年8月に当組合が開催した意見交換会において、在宅介護支援センターに委託している包括的支援事業を今年度でやめるとの説明については、現場の声も紹介し、各地域の現状を把握するよう指摘してきました。前回の広域行政組合の議会において指摘しておりました。その後の検討状況についてお伺いいたします。

3点目は、認知症地域支援推進員についてお聞きします。

現在、管内に配置されている認知症地域支援推進員の業務内容、配置状況及び第7期介護保険事業計画期間中の配置予定についてお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

御清聴ありがとうございます。

議長（小野寺道雄君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えをいたします。

リサイクル施設についてでございますが、リサイクル施設は資源ごみの選別と不燃ごみの処理を目的として、一関清掃センターと大東清掃センターにそれぞれ設置しているもので、あわせて廃棄物処理や環境衛生に対する関心を高めていただくための環境学習機能というものも備えた施設としているところでございます。

参考までに、平成29年度の両センターでの利用実績を見ますと、一関清掃センター、大東清掃センターを合わせた数でございますが、視察者、視察見学者が両方で1,320人、リサイクル体験の参加者が812人というようになっておりまして、廃棄物処理に関する住民意識の向上に重要な役割を担っているというように感じております。

これらのリサイクル施設は供用を開始して10年から20年程度の施設でございますから、安定的な稼働が可能と認識しておりまして、新焼却施設の整備後にあっても当面は新焼却施設との機能分担のもとに、現在のリサイクル施設を利用していくこととしていただいております。

また、事業の効率性やリサイクル機能、環境学習機能の充実を図る観点から、両リサイクル施設を将来的に統合することについても今後の課題というように捉えておりまして、いずれ、さまざまな観点から検討していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、し尿処理施設についてでございますが、当組合のし尿処理施設は一関清掃センターと川崎清掃センターに設置しておりまして、稼働年数は、一関清掃センター内の第1し尿処理施設は42年、第2し尿処理施設は30年、川崎清掃センター内のし尿処理施設は24年が経過している施設でございます。

施設の維持補修については、設備や機器の状況、あるいは部品ごとの耐用年数などを見ながら、向こう10年間の補修工事や機器の更新などの実施項目を盛り込んだ修繕計画を毎年度ローリングいたしまして、これを作成し補修を行ってきているところでございます。

現施設は建設から一定の年数は経過しているものの、この修繕計画によりまして設備の大規模改修や補修、機器更新などを計画的に行っていることから、処理水の環境測定値において、生物化学的酸素要求量、いわゆるBODでございますが、これが国が定める基準値を大きく下回っているなど、安全かつ適切に運転管理しているところでございます。現在のし尿処理施設は、当分の間は年度ごとの修繕計画による適切な維持管理に努めることによりまして、安定した処理が可能と考えております。

新たな施設の整備については、現時点では具体的な計画を持つには至っていないところでございますが、今後のし尿及び浄化槽汚泥の収集量の見込みのほか、施設の老朽化の状況等も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、一般廃棄物の減量化やリサイクルの促進に向けた取り組みについてでございますが、廃棄物を減らし、さらには資源としてリサイクルしていくためには、まずは廃棄物としての排出段階からこれを抑制していくことが重要であります。つまり、現在、廃棄物として収集し処理しているものが、それぞれ家庭からごみ集積所に出される前までの間にどれだけ減量化することができるかというのがポイントになってくるものでございまして、廃棄物の減量化、資源化に向けた住民一人一人の行動を後押しする部分については、これは構成市町の取り組みに負うところが大きい、このことは本日の一般質問における他の議員の質問にも同様の答弁をさせていただいたところでございます。

繰り返しになる部分がございますが、各構成市町においては、いわゆる3Rに関する意識啓発のほか、生ごみの水切りの徹底の呼びかけ、30・10運動などの食品ロス削減や生ごみ減量機器への補助、これを行ってきているところであり、自治会などに対しては分別説明会の開催や集団資源回収などの取り組みについて協力をお願いしているところでございます。

当組合においても、これまで機会を捉えて構成市町の取り組みを紹介するとともに、住民の皆様にも分別の徹底に御協力をいただくため、本年度はごみの分け方・出し方テキスト、このダイジェスト版を作成して全戸配布したほか、使用済み小型家電の回収、あるいは雑紙を紙袋や紙箱に入れて回収する取り組み、それからリサイクル品の抽選販売やリサイクル工芸教室の開催、そして清掃センターの施設見学などを通じまして、廃棄物の減量化やリサイクルへの意識を高めていただく取り組みを実施しているところでございます。

これらの取り組みは、排出される廃棄物の量を減らすとともに、分別を徹底することにより資源物に回る割合をふやすことにつながるものであり、焼却や埋立て処分する廃棄物の量を減らす、いわゆる減量化を進めることによって処理経費の節減を図るものでもございます。

また、ごみ集積所から収集した廃棄物の処理に当たっては、リサイクル施設で容器の包装や金属類などを選別し、可能な限り再資源化することにより、焼却処理量や埋め立て処分量の抑制に努め、さらに最終処分の段階では焼却灰のセメント原料化を進めることにより、埋め立て処分量の削減を図っているところであります。

このように、廃棄物としての排出段階、次に収集したものを選別や焼却をする中間処理段階、そして埋め立てをする最終処分段階のそれぞれの段階において減量化、資源化に努めているところでございまして、今後も構成市町と連携しながら、廃棄物の減量化、資源化に取り組んでまいりたいと思います。

次に、介護保険事業についてでございますが、まず地域包括支援センターについてでございますが、当組合の直営が2カ所、それから法人等への委託が5カ所、合わせて7カ所を設置しているところでございます。当組合の管内を10の地域に分けて日常生活圏を定め、それぞれの地域包括支援センターが医療、保健、福祉に関する関係機関と連携して、高齢者御本人及び御家族の支援に取り組んでいるところでございます。全ての地域包括支援センターには保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置いたしまして、体制の確保と機能の充実を図っております。特に、認知症に関する相談の増加に対応するため、直営の地域包括支援センター及び高齢者総合相談センターさくらまちを機能強化型の地域包括支援センターと位置づけまして、認知症地域支援推進員を1人ずつ配置し、相談支援や認知症に関する理解を促進するための啓発活動などを行っているところでございます。

また、直営の地域包括支援センターを基幹型の地域包括支援センターと位置づけまして、地域包括支援センター間の相互調整、他の包括支援センターの後方支援などを行っているところであります。

地域包括支援センターの平成29年度の相談件数につきましては、介護についての制度、利用に関することといった総合相談件数が3,921件でございました。それから包括的、継続的ケアマネジメントに関する随時相談件数は289件でございました。それから権利の擁護、高齢者虐待に関する相談件数が259件でございました。総合相談件数については、高齢者の人口の増加に伴いまして増加傾向となっているところでございます。介護予防支援計画、いわゆるケアプランの平成29年度の作成件数は、2万1,558件となっております。

次に、地域包括支援センターの機能強化についてでございますが、第7期介護保険事業計画期間、これは平成30年度から平成32年度までの期間でございますが、この第7期介護保険事業計画期間において、地域包括支援センターの専門職の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の増員を計画しているところでございます。具体的には、平成31年度に高齢者総合相談センターしづたまの職員数を現在の5人から1人ふやして6人体制、それから平成32年度には組合直営の西部地域包括支援センター及び東部地域包括支援センターの職員数をそれぞれ現在の5人から1人増の6人体制といたしまして、地域包括支援センター全体では現在の30人から3人増の33人体制として体制強化、充実を図ってまいりたいと思います。

また、地域包括支援センターの運営に当たっては、包括的支援事業に加えて、医療と介護の連携、あるいは認知症高齢者に対するサポート、地域ケア会議の効率的な実施による他職種共

同によるケアマネジメント支援の充実を図ることなどが求められており、第7期介護保険事業計画においては、引き続き基幹型地域包括支援センターや機能強化型地域包括支援センターの機能を十分に発揮できるように適切な人員配置に努めてまいります。

次に、包括支援事業の業務委託についてのお尋ねがございました。現在、在宅介護支援センターに委託しております包括支援業務は、地域包括支援センターの組織及び人員の体制が整うまでの間の包括的な支援機能の保管を目的としているものであって、第7期介護保険事業計画の期間中に業務の見直しを図ることとしております。

この見直しに当たりましては、現在の業務量を勘案した上で各地域包括支援センター、それから委託先の法人及び事業所との意見交換を行いながら進めることとしておりまして、平成30年8月に意見交換会を実施したところであります。その御意見を踏まえて内部協議を重ね、本年の1月18日に今後の方向性について、在宅介護支援センターの設置法人向けの説明会を開催したところでございます。

第7期介護保険事業計画においては、地域包括支援センターの人員体制の充実を図ることとしておりまして、平成32年度には全ての地域包括支援センターで人員配置基準を満たす見込みでありますことから、在宅介護支援センターに委託してきた総合窓口の業務を平成32年度から地域包括支援センターで実施することとしたところでございます。

平成31年度は、在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの業務の引き継ぎ期間として、地域住民や関係機関、団体への周知を図ることとしております。また、地域包括支援センターを設置していない地域については、地域住民の利便性の確保や不安の解消を図るため、当分の間、総合相談窓口に関する業務委託を平成32年度も継続することとしているところでございます。

なお、在宅介護支援センターの設置法人に対して、平成31年度における業務の受託に関する意向調査を実施いたしましたところ、1事業所を除く18事業所から受託するとの回答を得たところでございます。

以上の経過及び対応方針は、平成31年2月20日に開催した第4回介護保険運営協議会において報告をさせていただき、承認をいただいたものでございます。

次に、認知症地域推進員の業務についてでございますが、まず認知症地域支援推進員は、認知症の方やその御家族を支援するために、平成28年度から一関西部地域包括支援センター、一関東部地域包括支援センター及び高齢者総合相談センターさくらまち、この3つに1人ずつ配置しているものでございます。

主な活動内容は、認知症の方やその御家族の相談支援、認知症の研修会、認知症サポーター養成講座などの開催、認知症家族会の支援、それから老人クラブ、お茶会、サロンなどにおける講話、認知症に関する情報提供のためのミニ広報紙の発行などでございます。また、地域全体が認知症に対する関心を高め、正しく理解をして支え合えるように、地域の方々を支援しているというところでございます。

さらに、第7期の介護保険事業計画の期間中には、認知症の方やその御家族に対するきめ細やかな支援及び関係機関のネットワークを拡充するため、一関西部地域及び東部地域の包括支援センターに認知症地域支援推進員をそれぞれ1人ずつ増員する計画をしているところでございまして、現在配置している3人と合わせて5人体制として、認知症に対する支援の充実を図ることとしているものでございます。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長に答弁をさせます。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 私からは、焼却施設における温室効果ガスの排出ガス抑制の取り組みについてでございます。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年、定期的に温室効果ガスの排出量を算定し国に報告しているところでございます。温室効果ガスの排出量は電気の使用に伴うものが多く、一般廃棄物の収集から最終処分場までの工程においては、焼却処理の工程で排出されるものが全体の90%を占めております。

当組合における温室効果ガスの排出抑制の取り組みとしては、各施設の省エネルギー化を目的として平成24年にエネルギー管理基準を組合独自に定め、施設のより効果的な運転を実施しているところでございます。使用電力量を抑制するには、モーターの電源周波数を自在に変えて回転数を制御するインバーター装置の導入が有効とされていることから、排ガスを煙突に導くための送風機を効率的に運転するため、現施設にインバーター制御装置を取りつけ、使用電力量の上限を越えないようにするための常時監視装置を設置するなど、使用電力量の抑制に取り組んでいるところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

それでは、リサイクル施設について質問いたします。

当面、この既存のリサイクル施設については使用していく方向だという答弁だったのですが、新しい焼却施設が稼働する見込みとしている平成39年度までにはこの両リサイクル施設もまた古くなってきます。答弁で今は10年から20年稼働されているものですが、これがやはり新しい焼却施設、そういったエネルギー回収型一般廃棄物処理施設ができるころには20年、30年というものになってしまいます。こうした施設もまた古くなっていくことから、新焼却施設建設に当たって新たなリサイクル施設も必要になると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 新焼却施設につきましても、余熱を最大限活用することとあわせて、電力使用量を極力抑えることができる設備内容とすることにより、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほどリサイクル施設の現状については報告いたしました。今のところは極めて安定的に資源化といったものを行ってございました。確かにこれから先、候補地選定で2年、その後の環境アセスメント等を含めて6年ですから、計8年ぐらい後に新しい焼却施設については稼働いたしますけれども、その際には、先ほどもさまざまな観点からお話ございましたが、焼却を基本としながらも、さまざまな処理の体系といったものが出てまいります。その中で、当然リサイクルといった観点についてはどういうものがあればいいのかという議論になってくると思います。その時点において、現施設の老朽化の度合いでありますとか、新しい排出物処理、あるいは資源化というものの組み立てというのが出てくると思いますので、そこら辺とあわせて検討していくことになるのだろうなと思っておりました。ですので、今、現時点でその新しい焼却施設の建設にあわせてリサイクル施設を確実に更新するとかしないとかといったところについてはまたそこまでの検討には至ってございません。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 今議会でもごみ減量に当たってはリサイクルすること、分別することが最も重要だということでもありますので、せっかく学習機能施設なども併設される施設になるということであれば、そこでしっかりリサイクルという部分でも施設を確保して、新たなリサイクルを向上させる新しい施設になることが理想だと思うのですね。それで、大東清掃センターと一関清掃センターにリサイクル施設があるということですが、このリサイクル施設を継続して使用していくということについて、各地域の組織なり住民に説明などはしているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） リサイクル施設の今後についてということにつきましては、大東清掃センターにつきましては公害防止対策協議会の席で御説明を申し上げました。ただ、一関清掃センターにつきましてはまだ行っておりませんので、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 一関清掃センターにリサイクルプラザが併設された当時、やはり地元の方々もいろいろと議論を組合ともしているようですが、そのときの認識についてはどのように捉えていますか。御存じの方がいたら。その当時、リサイクルプラザが一関清掃センターに併設された状況、住民の意向なり考え方をどのようにつかんでいるのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 当時の皆様の認識はどうだったかということにつきましては、なかなかそこまでは確たるものを持ってございません。ただ、当時、以前にこういったような経過があったかはあれですが、これから先、現施設もございまして、そういった運転もしてございまして、さまざまなものがそこを行き来しているわけですので、この先のことについては地元の協議会とそういったことについても触れて話題としながらお話をしていきたいと考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） なかなか当時の状況をつかんでいらっしゃる職員が今はいないということではちょっと御紹介したいと思うのですが、地元の方々にはリサイクルプラザができることで、狐禅寺にこのような関連施設がずっと固定化されてしまうのではないかと大変危惧していたと聞いています。本当は住民やその対策協議会の中では、清掃センターにリサイクルプラザができるのは嫌だという意見も多数あったようですが、その一関清掃センターを建てかえではなくて部分改修だということによってやっていくということについて、新しい施設というのはいくらでもできない、長い時間がかかるという、その間にごみ減量というのは大変な重要なものになるので、そのごみ減量にはリサイクルプラザが必要だということでやむを得なく承知したというように聞いています。ですから、先ほど事務局長のほうも、住民に対してこれから対応していくというお話がありましたので、ぜひそのところはきちんと御協力、住民合意できるような形で進めるか、やはりなかなか難しいような状況があるのであれば、新しい施設の敷地にきちんとしたリサイクルプラザをつくっていくということも同時に考えながら計画していかなければならないことだと思います。

現時点でリサイクルプラザについては説明がされていないということでしたが、住民に対して狐禅寺地区には4年間、この新しい施設をつくりたいのだということで説明をしてきたわけですが、その後、施設がなくなる、例えば町、地域づくりの件で懇談などの協議などはしているの

しょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 一関清掃センターの地元の協議会との間では、この間は新しい施設の建設をめぐる協議というものが中心的な議題でございました。その中で、ただいまお話のあったようなリサイクル施設でありますとかし尿処理施設でありますとか、そういったことについての話に及んだことも確かにありましたし、先ほど議員からお話があったような、かつての認識といえますか、そういったお話を聞いたことは確かにございます。ただ、結論的なところの受けとめとしてはないわけでございまして、そういったような話があったような経緯はございました。

今、専らの話し合いは、この間は新しい施設の建設についてというのが中心的なところでございましたので、そのほかにありますし尿処理施設でありますとか、あるいはリサイクルプラザでありますとか、そこをこの先どうしていくといったところには議題の中心はまだなかったものでございますので、これから先、さまざまな施設周辺の環境でありますとか、そういったものをお話し合いをするのが協議会の役割でございますから、そういった話題の中で今お話のことについても触れていくことになると思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 既存の施設についてどうするかということについてもこれからだということだったのですが、方針変更になった時点では地域にはどのような説明をしたのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 今お話しいたしましたように、新しい焼却施設をというふうなことが専らの議題でございましたので、それにあわせて、リサイクルプラザはどうするとか、そういったところまでの話にはまだ至ってございません。

焼却施設の、それはそのとおり、かつてのこの議会の間でもお話しいたしましたし、議員全員協議会の間でもお話しいたしましたけれども、新しい場所については狐禅寺地区以外でという方針変更した旨については説明をしてございました。それ以外にリサイクルプラザ云々の話までは至ってございません。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 方針変更の説明については住民に行ったということですか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） すみません、その方針変更というのは何の方針変更かというその主語が、ひょっとして認識の違いがあったような気がいたします。私が今繰り返した方針変更というのは新しい焼却施設は狐禅寺以外でということの方針変更については説明済みでございますし、御理解をいただきました。しかし、それにあわせて、他のリサイクルプラザですとか、あるいはし尿処理施設をどうすることまでは議論は及んでいないということは申し上げた次第であります。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 方針変更についての説明は住民に、その方針変更というのは狐禅寺地区以外にしますという方針変更については住民には説明したということですね。確認したいのですが、いつ行ったのか、御紹介ください。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 地元の協議会に対しましては7月9日の幹事会で行いました。そういったことについては、その後その地元の住民の皆様に対しても配布物でお知らせをしたということ

でございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） ちょっとよく聞こえなかったのですけれども、7月の何の会議で、住民には配布物だということで、説明した対象者はどなたでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 狐禅寺の対策協議会とは幹事会というふうな場でさまざまな協議をしてまいりました。その狐禅寺地区以外でという方針変更につきましては平成30年7月9日にその年度における第6回の幹事会において説明をいたしました。そのことについてはその後にチラシを作成いたしまして、狐禅寺地区の住民の皆様には全戸配布をした次第であります。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） 新たなし尿処理施設についてですけれども、このし尿処理施設については先ほど具体的な計画を持っていないというような答弁がございましたが、今、ここに狐禅寺地区説明会の資料があります。狐禅寺地区の住民説明会は平成26年4月18日から開催されていますが、その当初の説明書ですが、その中の10ページに4、し尿処理施設ということで、一関清掃センターし尿処理施設は、昭和52年建設と平成元年建設の2つの施設で処理を行っておりますが、両施設とも建設から相当の年数が経過していることから、平成35年をめどに廃止することとし、焼却施設稼働後に新し尿処理施設の建設に着手できるよう、他地区での建設場所等について検討してまいりますという説明でちゃんと計画はあるのですが、これについて、先ほどの答弁は矛盾する答弁になっていますが、その点については何か検討状況があったのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 恐らくただいまの資料というのは、焼却場ですとか最終処分場、あるいはし尿処理施設、そういったものを一体的に同じ地区、具体的には狐禅寺地区に建設をさせていただきたいという提案をした際の資料かと思えますけれども、その後におきまして、ただいまお話しがありましたとおり、焼却施設につきましては狐禅寺地区以外でという一定の結論は得ました。ですので、そういったところまでは今は整理されたということでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3番（岡田もとみ君） この計画は住民にとっては、新しい焼却施設に来てほしい、来てほしくないという住民の賛否にかかわらず、先ほどもお話ししましたが、ほとんどの住民がし尿処理施設は迷惑施設だからなくなってほしいということで、今の副管理者の話だと、焼却施設を建設させてもらえればし尿処理場は引退しますよというように受けとめられる交換条件のものだと言わんばかりの説明だったのですけれども、そういうものではないと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 時系列をたどって整理をすれば、焼却施設以外のものにつきましてもあわせて一体的に整備をするという提案をし、説明をし、その後において焼却施設以外については別なところと、狐禅寺地区以外でというふうな方針が変わって、最後は焼却施設についても狐禅寺地区以外でとなったと、そういったような経過が事実でございます。したがって、現時点でし尿処理施設についてどこにどうするといったものについては結論としてはないわけございまして、今現在のプラントの状況を見れば安定的な処理が行われているので、そのとおり古くなってきましたけれども、今現時点ではそういう処理自体についての問題はないというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） さらに、この資料の16ページにはちゃんと主要施設の工程ということで、ここに括弧してイメージと書いてあるので、イメージをつくると住民の人たちは、またイメージでごまかされるのではないかというような話も上がっているのですけれども、ここにはきちんと新たなし尿処理施設ということで、平成30年度には計画策定、調査等、生活環境影響調査、設計、建設、これに着手するように書かれています。これを見ると、やはり誰でもし尿処理施設はもう狐禅寺地区からはなくなると、平成35年度をめどに新しい施設もできてなくなるというように思っていますよ。私たちもそういうように説明を聞きながら思っていましたし、当局みずから作成した資料です。これを守ってもらえないような状況というのは、市民にとって市政に対する不信感が募って、今後の建設候補地においても大きな障害になりかねない実態ではないかと思うのですけれども、その点についてはどのように捉えていますか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほど時系列をたどってということで申し上げましたが、その時点においては確かに新しい施設を一体的に整備をするということで、さまざまな施設の建設計画を示していたというのはそのとおり事実であります。しかし、例えば焼却施設について見ても、そのころにおいては一定の年数を示して、そのころに新しいものを建てかえたいということで話をしてございましたけれども、それにつきましても建設地をめぐってそのスケジュールが大分崩れてきたということでございまして、今は新しいスケジュールのもとに新しい施設の場所を探しているわけであります。し尿処理施設につきましても、老朽化という実態も一方でございますので、未来永劫あの場所でやっていくということでは決してないわけであります。しかし、今は安定的な処理が行われている、ではその更新後の施設についてはどうするかというのはこれからの課題になってくるものでございます。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） しっかり地元ときちんと協議して、4年間いろいろと協議、説明をしてきた地域です。焼却場を受け入れてもらえなかったからこれでおしまいだということではなくて、今、議論したように、し尿処理施設、リサイクル施設あります。そして今現在の施設の維持補修や管理の件についても協議していかなくはならない地域ですので、しっかりそこら辺は至急協議していただくようお願いいたします。

ごみ減量化についてですけれども、いろいろと構成市町の取り組みの紹介を何度もお伺いしました。3 R、水切り、30・10、それで広域行政組合自体の取り組みをお伺いしたかったのですけれども、例えばごみ減量化の中でプラスチック製品が大きな問題になっているところですが、指定ごみ袋、これ自体がプラスチック製品で、減量していく必要があるのではないかと思います。先ほど勝浦議員のほうからも、志布志市ではごみステーションにバケツが置いてあるというようなことが御紹介されました。私も遠野市のごみステーションを見てきました。そこは瓶とかペットボトルはごみ袋ではなくて、かごとかコンテナが置かれていて、ごみ袋を使わない回収がされているのですけれども、そういう回収方法が必要だと思うのですね。指定ごみ袋を使用する回収方法の分別項目については広域行政組合が担当するのだと思いますが、そういった回収方法については検討する余地があるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） ただいまのお話の中の後段の部分、プラスチックのごみ袋に対しては事務局のほうからお答えいたします。

前段のほうで狐禅寺地区に対してのお話でございましたけれども、場所が決まらなかったからこれでおしまいだというようなただいまのお話でございましたけれども、そのようなことは一度も言ったつもりはございませんし、思ったこともございません。現在も協議会といったものはきちんとございまして、その中で現在、焼却施設もありますし、し尿処理施設もありますし、リサイクルプラザもございます。そういった施設の安全な運転、環境整備を守っていく中で真摯に話し合いをさせていただいてございます。

議長（小野寺道雄君） 熊谷一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（熊谷嘉啓君） プラスチックごみの分別の方法についての御提言でございますけれども、現在においては指定ごみ袋での収集ということで進めているところでありますので、かごで集積所に出してもらおうというような方法については、集積、収集の方法にもかかわることになってまいりますので、今後、検討するというところで検討材料ということにさせていただきたいというふうに思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） ぜひ、指定ごみ袋の使用量についても、今回、ペットボトルなども指定ごみ袋になったということで、かなり多くの市民が購入するような状況になっています。市民にも負担ですし、ごみの減量についてもプラスチック製品ということで大きな課題になるところなので、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

介護保険事業についてですけれども、地域包括支援センターの業務量が紹介されました。業務量の多さもさることながら、基準人員を満たしていない包括支援センターがあって、それが3カ所、3名なのですね。ですから、答弁で先ほど3名増員と言っておりますが、それは国の基準をやっと満たしたということで充実とは言えないと思いますが、その件についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 地域包括支援センターの人員配置につきましては、ただいま3名の増員がというようなお話がありましたが、これまでもお話をしてきましたとおり、不足分につきましては在宅介護支援センターで補完をするというような考えのもとに計画にのっとりやり方で進めてきたところでございます。このたび、晴れて3名の増員を計画できたということでありますので、それらにのっとり、在宅介護支援センターの体制も変えていくと、そのような考えでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 3名増員ということがやっとできたということは、それは国の基準を満たすということで当然のことであって充実とは言えないのではないかとということで、地域包括支援センターについては充実強化していくという方針について、充実という部分について不足な部分があるのではないかとこのように思っています。総合相談窓口の業務ですね、ランチ機能を在宅介護支援センターから地域包括支援センターに引き継がせるとした理由が、地域包括支援センターを機能強化していくということになっています。そういう説明がされています。機能強化されていない状況のときは、在宅介護支援センターはなくせないと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 第7期の介護保険事業計画の中で、平成32年度までに包括支援センターの体制を強化するという計画でございます。それで、在宅介護支援センターにつきましても、平成31年度は引き継ぎの期間、平成32年度はそれぞれ周知をして包括支援センターに引き継ぐという期間ということで捉えてございますので、計画にのっとって今進めているというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 当初、今年度で廃止するという現状から平成31年度は引き継ぎの期間だとしていただいたということは、現場の声をきちんと反映した方針だと思いますので、引き続き包括支援センターの機能強化について、きちんと体制をとっていただければなと思っています。職員が3名の最小の包括支援センターの中でも特に花泉地域や平泉町というところは、管内の在宅介護支援センターの相談窓口機能がなくなるということによって1人当たりの業務量などが多忙になると考えますけれども、地域包括支援センターとしての機能不全に陥るのではないかなという危惧を持っているのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 現在、3職種を配置していないところということでございますが、いずれ今計画の中で充足をさせるということにしております。

機能不全ということでございますけれども、これにつきましては事業所との意見交換会も開いてございますので、それらの御意見もいただきながら、この体制を包括支援センターにしていくというようなことも含めて協議をしておりますので、その結果ということでお受けとめいただければと思います。

議長（小野寺道雄君） 3番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） ぜひ、現場の声をしっかり聞いて進めていってほしいと思います。

先ほど地域包括支援センターの業務量については御紹介いただきました。相談業務だけで三千数件、前回の組合議会の中で在宅介護支援センターのほうの業務量もお伺いしています。平成29年度、20事業所あったときに合計で3,774件あるということの答弁をいただいています。単純に7つの地域包括支援センターで割っても、540件という業務量が追加されるというような状況になるのではないかと思います。一関市と平泉町合わせた広大な面積を誇る地域に、現在は19カ所の在宅介護支援センターが平成32年度にはなくなるというような状況で、やはり過度な業務負担がないか聞き取りとか把握に努めて精査すべきと考えますが、そういった調査活動をしていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 地域包括支援センターの業務実績につきましては数字でお示しをしたところでございますが、それぞれの包括支援センターでそれぞれの地域によってさまざま特徴がございますので、一概に相談件数で判断はできないというところではあると思いますけれども、いずれ全体の包括支援センターの体制といたしましては、東西の基幹となる包括支援センターが後方支援をするということで行っておりますので、これらについて7期の介護保険事業計画の中できちんとした体制をつくっていきたいということでございます。今後調査ということがございます、今お話がありましたが、その包括支援センター同士の打ち合わせ会議等もございますので、その中で話題を提供していきたいと思っております。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） いろいろと地域によっての特徴はあるかと思いますが、業務量がふえることは明らかです。人的な支援も含めて財政的な支援が必要かと思いますが、その検討についてはどうなっているのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 財政支援というような御質問でございますが、いずれ、現状を詳しく精査をいたしまして、構成市町とも協議を進めていきながら、その中で検討してまいりたいと思っております。

議長（小野寺道雄君） 3 番、岡田もとみ君。

3 番（岡田もとみ君） 高齢者の尊厳を大切にした介護を進めていくためにも、介護職の人員配置を改善して介護報酬で評価するということも大事だと思いますので、引き続き検討のほうをお願い申し上げまして、質問を終わります。

議長（小野寺道雄君） 岡田もとみ君の質問を終わります。

午後 3 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 53 分

再開 午後 3 時 10 分

議長（小野寺道雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

日程第 5、議案第 1 号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第 1 号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 31 年 3 月 31 日をもって紫波、稗貫衛生処理組合が解散することに伴う、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同規約の一部変更の協議に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分したことから承認を求めるものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第 1 号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第1号は、承認することに決定しました。

議長（小野寺道雄君） 日程第6、議案第2号、釣山斎苑及び千厩斎苑の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第2号、釣山斎苑及び千厩斎苑の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本案は、釣山斎苑及び千厩斎苑について、現在、管理を行わせている団体を引き続き指定管理者として指定しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 議案第2号、釣山斎苑及び千厩斎苑の指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

本案は、釣山斎苑及び千厩斎苑について、新生ビル管理株式会社を指定管理者として指定しようとするものであります。

参考資料をお開き願います。

参考資料の1は、施設の概要であります。

2は、指定管理候補者である新生ビル管理株式会社の概要であります。

2ページ目の3は、指定管理候補者の選定結果であります。

新生ビル株式会社は、公募による指定管理者の指定を受け、平成26年4月1日から釣山斎苑及び千厩斎苑の管理運営を行ってきたところであります。同社によるこれまでの管理運営は良好であり、組合管内に事業所を置き、施設従業員は全て組合管内の住民を雇用しているとともに、従業員の研修を積極的に実施するなど施設利用者へのサービス向上に努めていること、また、公共施設の清掃などの奉仕活動を通じて地域に貢献していることから、非公募により同社を指定管理候補者に選定したところであります。

なお、指定期間は、これまでの管理運営が良好であったこと及び長期の指定期間を設定することにより、安定的な管理が期待できることから、平成31年度から平成35年度までの5年間とするものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

質疑の回数は3回以内となります。

6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） お伺いをいたします。

雇用については管内雇用ということで大変よかったなと思います。と言いますのも、今、本当に若者が流出する中で、しっかり管内雇用して雇用状況を改善するということは重要なわけでございます。

そこでお伺いしたいのですが、この管理者に組合から支払われている管理費の賃金や雇用条件というのは、この指定管理を受けた業者にそのように支払われているのかどうか、あるいはその辺の確認は組合としてはできているのかどうかについてお伺いをいたします。今、公契約条例な

どの問題が取り沙汰されているときでございますので、その辺について、ひとつ伺いをいたします。

それから、この間、指定管理について何度かお尋ねしたのですが、大規模改修は当然市も組合も大きくかかわっているわけですが、この指定管理者との間で維持補修等についてどういう話し合いがなされているのかなど。この間、施設にお邪魔したら、千厩斎苑などは鏡が腐食していたりタイルが一部剥がれていた、その後お話を聞いたら、それは早速補修していましたということでもございました。やはり、それは指定管理を受けた側が軽微な場合は行うということにはなっていますけれども、それを組合がどこまで把握をし、組合としても協議できるのか、その辺は今回の指定管理の中でしっかりできているものかどうか、その辺についてもお尋ねいたします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） お答えいたします。

まず、現在の指定管理者の雇用の状況とあわせてお答えいたします。

釣山斎苑と千厩斎苑の従業員数は、施設の責任者が2人、火葬炉運転手が6人、受付が3人、夜間・休日専門受付が1人、代替の勤務員が3人の合わせて16人で、全員が一関市在住の方であります。また、給与実態につきましては、時給換算において最低賃金を十分に上回る金額となっていることを確認をしております。

それから施設の修繕につきましては、指定管理者との協定において指定管理者が実施する修繕は小規模なものとし、具体的には施設用備品その他機材等に係る簡易な修繕及び建物の簡易な補修で、1件当たりの費用が税抜き20万円未満の修繕としているところであり、これ以外は組合が実施することとしております。施設の改造、増築、大規模改修については全て組合が実施するものということでございます。

それで、どこまでその把握をしているかというふうなことです。この修繕につきましては、いずれ施設の従業員の皆さんからの連絡等があったときにはすぐに現場に行き確認をして、いろいろ状況をお聞かせいただきながら修繕をしているということでございますので、十分に意思疎通については図られているものと考えてございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 組合と指定管理者との間で今、確認した中では賃金は最低賃金を上回っているということのようですが、その雇用条件とか、指定管理をする段階において算出した雇用労賃、そういったものとの差があるのかどうか、その辺に対して組合はしっかり要望なり提言をし、そのとおりになっていますよということなのかどうかお聞きしたいと思いますし、もう一つは、20万円以下の工事は指定管理を受けた業者が行えるということですが、問題なのは定期的にしっかり組合が指定管理を受けた業者と話し合っ、常に良好な状況で利用できるような体制というのでできているかどうか、両方とも指定管理を受けた以上はしっかりやりますとか、あるいは組合も定期的に足を運んで管理していますということはそのとおりだと思うのですが、それをルール化しているのかどうかということをお伺いいたします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） お答えいたします。

当組合の施設の指定管理候補者の選定に当たりましては、一関市指定管理者制度導入方針に準じて選定することとしており、釣山斎苑及び千厩斎苑は公募による指定管理者の選定を行い、平成26年4月1日から新生ビル株式会社が管理運営を行ってきたところでございます。

当該団体によるこれまでの管理運営は良好であり、組合管内に事業所を置き、施設従業員は全て組合管内の住民を雇用しております。また、従業員の研修を積極的に実施するなど施設利用者へのサービス向上に努めているところであり、公共施設などの清掃などの奉仕活動を通じて地域に貢献しております。これらのことから、導入方針の公募により指定を受けた指定管理者による管理運営が良好で、地域貢献に貢献していると認められる団体に係る更新、1回に限りますけれども、の場合に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定したものでございます。

なお、指定管理業務の仕様書については、従業員の居住地や給与の下限額に関する条件は付していないところであり、方針を定めている一関市でも同様と聞いてございます。

それから、施設の修繕等について、定期的に確認をする体制ができているか、ルール化ができているかということでございますけれども、これにつきましては、それぞれその指定管理者からの報告や当組合が現地を調査するなどして確認をするということのためにモニタリングというものを行ってございます。一関地区広域行政組合火葬場指定管理者モニタリングマニュアルというものを作成いたしまして、これによって定期的に現在の状況が確認できるというような体制をルール化しているところでございます。

議 長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6 番（藤野秋男君） 先ほど副管理者のほうからお話があったので、そういう条件を満たして今回、指定管理を受けたと思うのです。だから、それを聞いているのではなくて、問題は指定管理料を定めたときの基準である賃金、労働条件的なものは付していないのかと言いましたら、先ほど、上限、下限は付していませんよということでした。やはり、賃金というのはしっかり本人に支払われると、あるいは労働条件は最低ではなくて、公共施設を管理する業者であればあるほどしっかりその辺は良好な状況、労働者として良好な環境を確保していただくような条件、あるいは指導とか、そういったこともぜひ今後は検討していただきたいなと思います。決して私はこの業者がそうしていないということではなくて、そういったことをルール化していくということが大切ではないかなと。なぜかというのは、いろいろなところで今後、指定管理を受けたいという業者が手を挙げた場合、ややもするとこれが下がってくと一番労働者にしわ寄せがいくというようなことがあってはならないという思いからお尋ねをしました。

それから、施設管理についても、ぜひ定期的な話し合いというか、定期的な管理について協議していく、そういう定めを持っていていただきたいなと、何しろ老朽化している施設ですので、その辺は重要な課題ではないかと思しますので、よろしくお願いします。

議 長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質疑を終わります。

質疑に当たっては事前通告するようお願いしておりましたので、今後は事前通告をされるようお願いいたします。

質疑は簡潔にお願いします。

9番、千田良一君。

9 番（千田良一君） 大変失礼しました。

機会をいただきありがとうございます。

この参考資料を見たときに、2の指定管理候補者の概要で（2）で代表者氏名がございまして。裏のページ、2に（8）の役員でここにも代表取締役2人とあるのですが、ここについて説明をお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 熊谷一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（熊谷嘉啓君） 指定管理者の代表取締役について御説明をしたいと思います。

登記簿上は代表取締役は複数定めていらっしゃるようですが、通常代表取締役ということで記載をされる場合は、この参考資料のとおりということになっているということで伺っております。

議長（小野寺道雄君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（小野寺道雄君） 日程第7、議案第3号、平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第3号、平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、千厩斎苑に空調機器を設置する経費について、平成30年度一般会計補正予算（第3号）を専決処分したものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は、2,103万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億243万1,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

歳出の目的別補正額は第1表のとおりで、衛生費2,103万2,000円を増額いたしました。

また、歳入につきましては、繰入金2,103万2,000円を増額いたしました。

3ページとなりますが、第2表、繰越明許費補正につきましては、火葬場管理費について繰越明許しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 議案第3号、平成30年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、補足説明を申し上げます。

別紙の専決処分書をごらん願います。

専決処分を行いましたのは平成30年12月4日であります。

まず、歳出について説明をいたします。

予算書の6ページをお開き願います。

3款2項1目火葬場管理費につきましては、千厩斎苑に空調機器を設置するものであります。

現施設は、平成29年2月ごろから機器の能力低下が見られるようになり、平成30年5月にはさらに能力が低下したことから運転を停止し、代替機を設置して対応してきたところですが、十分に機能せず利用者の皆様に御迷惑をおかけしている次第でございます。

空調機器の設置につきましては、平成31年度当初予算に計上して夏前に工事を完了したいと考えていたところですが、国の補正予算において、全国の公立小中学校などの全ての普通教室にエアコンを設置する予算措置がなされ、機器の調達が困難になると見込まれましたことから、早期完成のため専決処分を行ったものであります。

なお、千厩斎苑空調機器設置工事につきましては、平成30年12月27日に入札に付しましたが、参加者少数のため入札を取りやめし、改めて本年1月18日に入札に付したところですが、落札に至りませんでしたので、最低入札の2者による見積もり合わせを行い、株式会社太平エンジニアリング一関営業所と随意契約をしたところであり、工期は本年6月19日であります。

工事内容は、パッケージエアコンを告別ホール、炉前ホールに6台、収骨ロビーに2台、収骨室に1台、ロビーに3台、休憩室に1台設置し、ファンを2カ所に取りつけるものであります。

次に、歳入であります。6款1項基金繰入金につきましては、説明しました歳出に係るものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） この工事は6月ということですが、最近亡くなる人も多くて、あまりいいことではないのですが、本当に連日のように使用しているわけですが、この間の工事期間中の対応はどのようになさるのかなと、業者のほうがその都度休むのか、あるいは他の施設を借りての使用となるのか、その辺についてお尋ねします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 千厩斎苑の空調機器設置工事についてでございますが、工事期間は本年1月24日から6月19日までとしております。機器の取り付けなどの工事は施設の閉館日である友引の日に実施することとしております。このため、工事に伴い千厩斎苑が利用できないということとはございません。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 友引は何回あるのですか、6月までに。それで工事が可能なのですか。友引のみならず夜間工事するということもあるのでしょうか。その辺について、もし、いや、友引だけの十数回で可能ですよということであればそれはそれでいいのですが。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 基本的には友引の日だけで対応が可能だという回答でございました。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質疑を終わります。

議長（小野寺道雄君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第3号は、承認することに決定しました。

議長（小野寺道雄君） 日程第8、議案第4号、平成31年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び日程第9、議案第5号、平成31年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第4号、平成31年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を24億5,751万4,000円と定めようとするものであります。

また、一時借入金の借り入れの最高額は1億円といたしました。

4ページをお開き願います。

目的別歳出額は、第1表のとおりで、議会費225万1,000円、総務費5,874万3,000円、衛生費23億2,313万4,000円、公債費6,338万6,000円、予備費1,000万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなりますが、分担金及び負担金20億5,551万2,000円、使用料及び手数料1億9,339万6,000円、国庫支出金786万6,000円、財産収入617万3,000円、寄附金1,000円、繰入金8,500万円、繰越金1,000円、諸収入1億956万5,000円を見込みました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、5ページをお開き願います。

議案第5号、平成31年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては歳入歳出予算の総額を154億8,880万5,000円、また、サービス勘定につきましては歳入歳出予算の総額を3,491万4,000円と定めようとするものであります。

また、一時借入金の借り入れの最高額は10億円といたしました。

事業勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は6ページから8ページまで、サービス勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は9、10ページ、それぞれ第1表のとおりであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 議案第4号、平成31年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、補足説明を申し上げます。

説明は、歳入にあっては予算書を、歳出にあっては予算の概要をごらんくださいますようお願いいたします。

初めに、一般会計予算の歳入であります、予算書の12ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目総務費分担金の分担割合は均等割となっており、一関市が9分の8、平泉町が9分の1であります。

2 目 1 節衛生総務費分担金の分担割合は、総額の10%が均等割、90%が人口割であります。

2 項負担金は、地方債の償還に係る負担金で、負担割合は人口割であります。

なお、構成市町ごとの分担金及び負担金の額並びに構成比は、一関市が19億1,949万8,000円で93.38%、平泉町が1億3,601万4,000円で6.62%であります。

14ページ、15ページをお開き願います。

3 款 1 項国庫補助金は、各清掃センターにおける排ガス等の放射性物質濃度測定に対する補助金、3 款 2 項委託金は、原子力発電所事故由来の指定廃棄物の保管に伴う放射線量測定等に係る委託金であります。

16ページ、17ページをお開き願います。

6 款 1 項基金繰入金は、一関清掃センター、大東清掃センター及び川崎清掃センターの補修工事等の財源とするものであります。

8 款 2 項受託事業収入は、一関市からの受託により、放射性物質に汚染された牧草を焼却処分するために設置していた牧草ペレット供給装置を撤去する経費であります。

次に、一般会計予算の歳出であります、予算の概要の14ページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目生活環境対策費につきましては、各清掃センター周辺の住民の皆様との公害防止等に関する会議の開催のほか、施設周辺住民の健康診断等を行うものであります。

15ページとなりますが、一般廃棄物処理施設等整備調査事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場の整備候補地を選定するに当たり、住民説明会などを実施するものであります。

3 款 2 項 1 目火葬場管理費は、釣山斎苑及び千厩斎苑の管理費であり、整備計画により火葬炉設備補修工事等を実施するものであります。

3 款 3 項 1 目一関清掃センター費のごみ焼却施設管理費、リサイクルプラザ管理費につきましては、整備計画により、燃焼設備等補修、プラント設備整備工事等を実施するものであります。

16ページをお開き願います。

粗大ごみ収集運搬事業費につきましては、隔年で収集するものであり、大東清掃センター分も同様でございます。

17ページとなりますが、3 款 3 項 2 目大東清掃センター費のごみ焼却施設管理費、リサイクル施設管理費につきましては、整備計画により、不燃物搬出コンベアバケット等交換、粗破碎機整備工事等を実施するものであります。

19ページをお開き願います。

3 款 4 項 1 目一関清掃センター費及び2 目川崎清掃センター費のし尿処理施設管理費につきましては、整備計画により、し尿処理施設の機器交換等を実施するものであります。

次に、議案第5号、平成31年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の45ページをお開き願います。

事業勘定の歳入であります。

1 款保険料は、介護保険料及び被保険者数の増により増額を見込んだところであります。

2 款分担金は、均等割、高齢者人口割及び介護給付費等の実績割によるものであります。

なお、構成市町ごとの分担金の額及び構成比は、一関市が21億575万1,000円で94.35%、平泉町が1億2,614万円で5.65%であります。

46ページをお開き願います。

4 款国庫支出金から48ページ、6 款県支出金までは、介護給付費等に係る国、県等支出金であります。

8 款1 項介護給付費準備基金繰入金は、介護保険料の年度間調整分の取り崩しであります。

次に、事業勘定の歳出であります。予算の概要の21ページをお開き願います。

1 款3 項1 目認定審査費につきましては、介護認定審査会について延べ240回と見込んだものであります。

2 款1 項1 目介護サービス費は、要介護1 から5 の方に対する給付であります。

22ページをお開き願います。

2 款1 項2 目介護予防サービス費は、要支援1 及び2 の方に対する給付であります。

3 目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会への介護報酬請求内容の審査及び介護サービス事業者への支払業務委託料であります。

4 目高額介護等サービス費は、同じ月に利用した介護サービス利用者負担額が限度額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

5 目高額医療合算介護等サービス費は、同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用し、自己負担の合算額が限度額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

6 目特定入所者介護サービス費は、介護保険施設等の居住費及び食費が所得等に応じた負担額を超えた場合に、超えた分を給付するものであります。

23ページとなりますが、3 款1 項1 目介護予防・生活支援サービス等事業費につきましては、従来、要支援1 及び2 の方が利用していた介護予防サービスのうち、訪問型サービス及び通所型サービス分を介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業に移行したものであります。

サービスAは、介護予防給付の基準緩和によるホームヘルパーなどが行う短時間のサービスに対する給付であります。

次の一般介護予防等事業費につきましては、介護予防事業のうち、訪問型サービス事業及び通所型サービス事業の一部並びに一般介護予防事業を構成市町へ委託して実施するものであります。

サービスBは、住民ボランティア団体が行う生活支援サービスであり、サービスCは、保健・医療の専門職が行う短期集中型予防サービスであります。

24ページをお開き願います。

3 款2 項1 目包括的支援等事業費は、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護などを行うものであります。

次の任意事業費につきましては、構成市町への委託により、家族介護者支援事業、配食・給食サービス事業などを実施するものであります。

次に、サービス勘定について説明を申し上げます。

予算書の70ページをお開き願います。

サービス勘定の歳入であります。

歳入の1 款1 項1 目介護予防サービス計画費収入は、介護予防ケアプラン作成7,922件、前年

度比で415件の減と見込んだところであります。

次に、サービス勘定の歳出であります、予算の概要の25ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目介護予防支援事業費は、介護予防ケアプランの作成について、直営2,198件、居宅介護支援事業所への委託5,724件を見込んだところであり、サービス調整、評価、給付管理等を行うものであります。

以上であります。よろしく願いをいたします。

議長（小野寺道雄君） これより質疑を行います。

なお、当初予算に係る議案の質疑時間は、質疑答弁合わせて45分以内とします。

一問一答方式の場合は回数の制限は設けませんが、質疑に当たっては答弁時間を考慮され質疑されるようお願いいたします。

12番、金野盛志君。

金野盛志君の質疑は、一問一答方式です。

12 番（金野盛志君） 議案第4号について伺います。

予算の概要の14ページ、3 款 1 項 1 目生活環境対策費、大東清掃センターのことについて伺います。

御承知のように、先ほど管理者から午前中にお話があったように、汚染牧草の焼却をこの1月で終えたということで、その中にはその周辺の方々の御協力、御理解があって終えることができたというように思っております。そうしたことを踏まえて、大東清掃センターには4つの自治会がある、ここで公害防止対策協議会に入っているのが3つの自治会、1つは公害防止協定を結んでいないという、そういう長い歴史があるわけです。そうしたことも踏まえて、その公害防止対策協議会の中、あるいは協定を結んでいない自治会における稼働状況説明会、こういうところで出された主な意見とその対応というのはこの予算の中にどのように反映しているのかについて伺います。

それから、健康診断というのがありますけれども、これは、汚染牧草焼却の際に地元から要望があった多項目検診というのがこの中に含まれているのかどうか、2点目でお伺いします。

それから、先ほど言ったように、公害防止対策協議会という中に1つの自治会がいろいろな経緯がある中で入っていない、そうしたことも踏まえて、いろいろなことをやっていく中で、もしその自治会がこの公害防止協議会の中に、協定は結ばないのだけれども入って委員を出して、いろいろなことを審議していくという、もしそういう申し出があった場合は、そういうことが可能なのかどうか、これについてもお伺いしたいと思います。

それから、23ページの3 款 2 項 1 目の火葬場管理費、この中で、先ほど千厩斎苑の空調の関係は説明がありましたので、完成予定については了解いたします。

1点だけ、千厩斎苑の中にこの半年ぐらいの間に、ホールの中に葬儀会社用というつい立てでスペースが設けられた、ところが、これを見ていると全く、利用しているのを私は見ないのですけれども、どこからあれを設けてくれという要請があってやったのか、その必要性、予算にこの火葬場を置けば維持管理費の中に含まれると思うのですけれども、早く言えば一般の市民の人たちが利用するスペースをもっと有効的に使うためには本当に必要なのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

以上です。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） それでは、初めに、大東清掃センターにおける利用自粛牧草の焼却処理についてであります。構成市町から委託され実施しておりました利用自粛牧草の焼却処理に伴い、放射性物質濃度の測定回数や空間線量の測定箇所をふやしたほか、大東清掃センター周辺の住民の皆様を対象とした健康診断の検査項目の追加を行い、放射性物質の影響を監視してきたところでございます。

利用自粛牧草の焼却は本年1月に完了したところであり、追加しておりました放射性物質濃度の測定回数などの取り扱いについては、平成30年7月及び12月の大東清掃センター公害防止対策協議会において委員から意見をいただいたところでございます。

公害防止対策協議会で出された主な意見としては、現在行っている健康診断の追加項目については当面継続すべきというものでありました。また、寺崎前地区の住民を対象に行った稼働状況説明会での主な意見は、健康診断はこのまま続けてほしいというもの、放射性物質濃度測定についても続けてほしいというものであります。

これらの意見を踏まえ、当組合としては、平成31年度予算において平成32年1月までの間は放射性物質濃度の測定にあつては、排ガスは焼却炉が2炉あることから、1炉につき月1回の測定に加えて、いずれかの炉を月1回、計3回としていたものを、1炉につき月1回の計2回とし、焼却したときに発生する飛灰及び不燃残渣は、それぞれ1日1回測定していたものをそれぞれ月1回とするものであります。

空間線量の測定にあつては、大東清掃センターと施設周辺の自治会集会施設を週1回測定していたものを大東清掃センターのみの測定とするものであります。

平成32年1月までこれらの測定を行い、その結果を踏まえ平成32年2月以降については公害防止対策協議会と協議して対応してまいりたいと考えております。

また、大東清掃センター周辺住民の皆様の健康の保持に資することなどを目的として行っている施設周辺住民の皆さんの健康診断については、平成9年から実施しているものであります。利用自粛牧草の焼却開始に伴い、大東清掃センター周辺住民からの要望により、以前から行っていた複数の項目の検診及び腹部超音波検診に加え、平成24年度以降は腫瘍マーカー胸部X線検査、内科医による甲状腺の触診などの項目を追加し、実施してきたところです。

平成24年度に追加したものを含め、検査項目の取り扱いについては平成31年度は現在の検診項目を継続して実施してまいりますが、平成32年度以降については改めて公害防止対策協議会と協議した上で検討してまいります。

続きまして、大東清掃センター公害防止対策協議会の構成員についてであります。大東清掃センター公害防止対策協議会規定に基づき、委員14人以内をもって組織することとなっており、現在、大東清掃センター周辺自治会長及び地域住民の代表者が10人、組合議員が2人、一関市の大東支所及び千厩支所の衛生担当課長2人の合計14人の委員で構成しているところであります。地域住民から選出される委員の増員の要望があった場合は、公害防止対策協議会の意見を聞いた上で判断することになるものと考えております。

次に、千厩斎苑に設置した葬祭業者用の待機スペースについてであります。このスペースを設けた目的は、これまで葬祭業者の待機場所が定まっていなかったため、斎苑を利用される方々と葬祭業者との間の連絡がとりづらいといったような声がありましたことから、迅速に連絡を取り合えるようにしたものであります。

このスペースを設けるに至った経緯については、斎苑利用者の利便性向上を図る目的で開催し

ている運営管理に係る連絡会議、これは構成市町と当組合、そして指定管理者及び管内の葬祭業者において年2回開催しているものでございますが、この会議において葬祭業者から提案があったことによるものであります。

千厩斎苑にあっては、玄関を入れて正面にある中央ホールの一角をつい立てで仕切り、平成30年1月から葬祭業者用の待機スペースとしているものであります。待機スペースの位置については、斎苑利用者から見える場所で、かつ必要が生じたときに葬祭業者がすぐに対応が可能な場所という理由から、中央のホール内としたところであります。

なお、葬祭業者用の待機スペースについては、釣山斎苑の待合ホールの一角にも設けているところでございます。

以上です。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12 番（金野盛志君） 健診についてもう一度お聞きしますけれども、いずれ、健診の追加した項目については、公害防止対策協議会、あるいは稼働状況説明会に平成32年度以降はどうするかということを経るという理解でよろしいですか。というのは、数年間かけて牧草の焼却をお願いしてきた、これは決してウェルカムと言ってやったわけではないのですよね。事務局長もおわかりのとおり、稼働状況説明会などに来れば、本当に静かな環境でというのはなかなかできないような状況の中で説明会をやっていただいて、そうしたことをやった上でこの1月の焼却を終えることができたわけですね。ですから、私は、少なくとも地域住民の方が追加した健診項目は続けてやってくれというのであれば、平成31年だけやってというのではなくて、ある程度こういうようなことで考えますよという案を出して、そして、その公害防止対策協議会なり、そこに加わっていない自治会等にしっかり諮ってもらいたいと思うのです。それがそこをお願いした私たちの一つの責務だと私は思いますので、もう終わったから、はい、そちらも終わりますよというわけには私はいかないと思うので、その辺についてもう一度お願いしたいと思います。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） ただいま健康診断項目についてお問い合わせがありましたが、現在、その健診項目等につきましては、公害防止対策協議会のほうに案を提案してお諮りをして御意見をいただいております。稼働説明会につきましては、公害防止対策協議会で決定した事項について、現在は報告をする、そして意見をお伺いするというところで今進めてございます。平成32年からすぐやめるということではなくて、それらについても含めて公害防止対策協議会にお諮りをして御意見を聞いた上で、稼働状況説明会についてもしっかりと皆様方の御意見を聞いた上で対応していきたいと、そのように考えております。

議長（小野寺道雄君） 12番、金野盛志君。

12 番（金野盛志君） よろしくお願ひします。

それから寺崎前自治会の件については、公害防止対策協議会に加わる可能性というのは極めて私は少ないと思うのだけれども、ただ、少なくともあと10年間ぐらいは大東清掃センターも稼働していくわけですね。そういうことも踏まえると、いつでも、もし希望するのであれば、そこに入りますよという門戸を広げておく必要があるというように思いますので、先ほど答弁いただきましたので、そういう点でお願いをしたいと思います。

それから火葬場の件ね、ホールの件で私は実際に葬祭業者が使っているのを見たことがないのです。というのは、これは先ほどのどなたかの質問にもあったように、葬祭業者の経営者の人は

そういうのをほしいと言うのだと思うのですよ。例えば協議する場があれば、近くにいないかならないから、そういうのがほしいよということなのでしょうけれども、まさに働いている人は、私もこれは何人かの人に聞いてみたのです。実際に葬祭場で働いている人に。これはいらないのだと言うのです。会社の中の意思疎通が図られていないのかなと思うのだけれども、やはり葬祭業者の、もちろんそれが市民のためになるということはわかりますけれども、もう一度本当に必要なのかどうか、その辺をそういう葬祭業者と協議をしていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

議 長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 葬祭業者用の待機スペースにつきましては、従来は千厩斎苑については設置されていないということで、事務室の中で待機をしていただいた経過があったということはお聞きしてございます。今後につきましては、しっかりとその利用状況、それから葬祭業者の皆さんからの御意見を確認し対応していきたいと、そのように思っております。

議 長（小野寺道雄君） 金野盛志君の質疑を終わります。

5 番、岩渕優君。

岩渕優君の質疑は一問一答方式です。

5 番（岩渕優君） それでは、私のほうからは、議案第5号、介護保険特別会計予算についてお伺いします。

まず、予算書の51ページの1款1項1目一般事務費の委託料であります。前年度対比で約1.8倍ということで増額になっておりますが、この増額とした理由についてお伺いします。

それから、2点目は予算書の54ページ、2款1項2目介護予防サービス費でありますけれども、これは昨年度予算対比で約15%減となっておりますが、この減となった要因についてお伺いします。

以上、この2点についてお伺いします。

議 長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） それでは、一般事務費の委託料についてでございます。前年度に比べて増額を見込んだ主な要因といたしましては、介護保険システムの改修と介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施の2点でございます。介護保険システムの改修は、本年10月から予定されている消費税及び地方消費税の引き上げに伴う改修費を見込んだものでございます。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、高齢者などの日常生活実態及び介護者の介護実態を把握し、3年ごとに策定する介護保険事業計画に反映させるための基礎資料を得ようとするものであり、次期計画である第8期介護保険事業計画は平成32年度に策定を予定していることから、その前年度の平成31年度に調査を実施しようとするものでございます。

続きまして、介護予防サービス費についてでございます。介護予防サービス費は、要介護認定において要支援と判定された方が利用した施設サービスや居宅サービスなどに対して給付するものであります。

前年度に比べて減額とした要因は、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業が平成29年度からスタートし、従来、介護予防サービスとしていた訪問介護や通所介護のサービスが順次新しい総合事業の介護予防生活支援サービスに移行しているため減額を見込んだものであります。このほか、新しい総合事業では日常生活の機能低下を判定する基本チェックリストによる判断だけで事業対象者となり、介護予防・生活支援サービスを受けられることから、介護

認定を受け要支援と認定される方が減少したことも要因となっております。

なお、介護予防生活支援サービス費も前年度に比べて減額としておりますが、新しい総合事業への移行が平成29年度当初の見込みよりも進まなかったため、平成29年度実績をもとに平成31年度分を見込んだものでございます。

以上でございます。

議長（小野寺道雄君） 5番、岩渕優君。

5番（岩渕優君） それでは、再度お伺いしますが、この一般事務費、委託料、10月の消費税増税への対応のシステム改修ということでございますが、この増税対応のためのシステム改修費の部分は、国等々からの予算というところはこの予算書を見てもわかりませんが、その辺の増税対応ということでの国からの交付金等々の助成はないのでしょうか。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 現在、国のほうで10月からの消費税及び地方消費税の引き上げに対する措置ということで検討しているということでございますので、まだ詳細について確定したわけではございませんので、その件については詳しい内容については、現段階ではお答えできないということでございます。

議長（小野寺道雄君） 5番、岩渕優君。

5番（岩渕優君） 承知しました。

それでは、介護予防サービス費でございますが、総合サービスへの移行のところが思ったようにといたしますか、当初見込んだように移行ができていないと今、事務局長がおっしゃいましたがその辺の要因はどこにあるのかというのは捉えていらっしゃると思います。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 新しい総合事業ということで、当初の見込みよりも進んでいないということでございますが、現在、地域においてはサービスBの事業ということで進めてございまして、それから専門職等が行っているサービスCの事業ということで行っているところでございます。ただ、なかなか当初計画しておりました内容については進んではいないというところではございますが、ただ、指標というものを計画の中で立ててございまして、その指標の中では、サービスBの実施団体を幾つの団体を設立するかというような指標でございまして、その中においては、一関市では10団体の指標に対して現在10団体設置されている、それから平泉町については3団体の指標に対して6団体設置されていると。サービスCにつきましては、一関市にあっては10事業者の指標に対して6事業者、平泉町にあっては2事業者に対して1事業者ということで、進んでいるところもあれば進んでいないところもあるというような現状でございまして、ただ、その指標といたしまして、実際に介護予防サービス費に与える影響ということを考えますと、やはりそれぞれの実施団体についてはまだ少ないのだろうというように思っております。

それから予算につきましては、総合的に見ていかなければいけないということもございまして、介護予防事業等の進捗状況も含めた中で、なかなか今の段階では思うように進んでいないというところでございます。

議長（小野寺道雄君） 岩渕優君の質疑を終わります。

6番、藤野秋男君。

藤野秋男君の質疑は、一問一答方式です。

6番（藤野秋男君） 私は議案第4号についてお尋ねをします。

主要事項の説明の13ページ、2款1項1目、ここには一般事務費の中に個人情報保護・情報公開審査会委員報酬6名分、さらに行政不服審査会の委員報酬3人分が計上されています。御存じのように、こういう業務は市民の信頼を得るためには必要な個人情報の保護、あるいは情報をしっかり公表すると、しかし、それが公開するに値するかどうかということも審査していくわけですが、すけれども、あまり件数がないということのほうが喜ばしいわけですが、当組合としてはこの個人情報に対して、公開してくれ、あるいは不服審査請求を受けたケースがどれぐらいあって、委員がこういう少ない人数でも大丈夫だというふうに判断しているのかなど。というのは、不服審査会にしても当然開示するための条例があって、何日以内という定めがあると思うのですが、そういうことが適正に行われるためにはどれぐらいの件数がこなせるのかなと思っているのですが、この間の件数等把握していれば御紹介いただきたいと思います。

さらに、同じように主要事項の説明書の15ページには3款1項1目衛生総務費、一般廃棄物処理施設等整備調査事業費、これは先ほど一般質問の中で2次選定についての公表はお伺いしたのですが、ここで予算化している住民説明会、あるいは施設整備のための技術的支援というのが明記されております。この内容についてお聞かせ願いたいと思います。住民説明会というのは、その選定した周辺の方々なのか、市民全体に対しての説明責任をここで果たしてくということなのか、説明をいただきたいと思います。

その2つ下には3款3項1目一関清掃センター費の中のごみ焼却施設管理費があります。これを見ますと、定期整備工事費が1億8,000万円と、そして裏には大東清掃センターの定期整備も1億8,000万円、しかも、全体の補修費を考えても一関清掃センターの規模や、あるいは老朽化から言ってこれで可能なのか、あるいはこれは定期整備であって、今後補正で組んでいこうとするのか、今の機能から言って十分これで可能と判断しての提案なのかお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） それでは、まず個人情報保護・情報公開審査会及び行政不服審査会についてであります。個人情報保護・情報公開審査会は、個人情報や公文書の開示決定などを不服とした審査請求があった場合、組合の決定が適法、正当であったかどうかを審査する第三者機関であります。現在、審査会の委員には6人を委嘱しており、任期は2年であります。審査は委員全員で行いますが、これまで審査請求はなかったところでございます。

また、行政不服審査会は、組合が行った許可や取り消しなどの行政処分を不服とした審査請求があった場合、行政処分の適法性、正当性を審査する第三者機関であります。現在、審査会の委員には11人を委嘱しており、任期は2年であります。審査会は事件ごとに委員のうちから管理者が指名する3人をもって合議体を構成して行うものでありますが、これまで審査請求はなかったところでございます。

次に、一般廃棄物処理施設等の整備調査事業についてであります。現在、新焼却施設及び新最終処分場の整備候補地選定については、それぞれの候補地選定委員会において選定作業を進めているところであり、本年10月をめどにそれぞれ3カ所から5カ所程度の整備候補地を選定することとしてございます。

これまでも各選定委員会での協議の内容は随時組合ホームページ、構成市町の広報により住民の皆様にお知らせをしてきたところでございます。10月の選定結果を受けた後に開催する予定としている説明会については、現時点ではその詳細は定めていないところであり、今後候補地選定の進捗を見ながら、説明の時期、範囲等について具体的に検討してまいりたいと考えているとこ

ろでございます。

それから一関清掃センター焼却施設の定期整備工事費についてでございます。一関清掃センターを含め当組合のすべての施設は、設備や機器の状況、あるいは部品ごとの耐用年数などを勘案しながら、向こう10年間分の補修工事や機器更新などの実施項目を盛り込んだ修繕計画、いわゆる施設設備の整備計画を毎年度、ローリングにより作成をし、この計画に基づいて補修を行ってきているところであります。

施設の補修工事に当たっては、廃棄物処理に支障を来すことがないように、スケジュール管理を行って計画的に実施しているところであり、特殊事情がない限りこの定期整備工事費で管理できると見込んでおります。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 13ページの2款1項1目総務管理費は了解しました。

15ページの3款1項1目衛生総務費の住民説明会は、10月以降まだ定まっていないということで、先ほどの答弁と重複していますので了解しました。ただ、最後に書いてある技術的支援と、施設整備のための技術的支援というのがございますが、これについては何を指しているのかお伺いいたします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局次長兼総務管理課長。

事務局次長兼総務管理課長（村上秀昭君） それでは、私のほうからお答えさせていただきますが、技術的支援という内容につきましては、説明会に行きまして、専門的な内容の質問とかも出てくると思いますので、そういった部分の支援をしていただくというような内容でございます。

議長（小野寺道雄君） 6番、藤野秋男君。

6番（藤野秋男君） 専門員についてはどういう方々を想定しているのかお伺いします。施設に詳しい業者なのか、それともコンサルなのか、その辺についてお伺いします。

議長（小野寺道雄君） 村上事務局次長兼総務管理課長。

事務局次長兼総務管理課長（村上秀昭君） まだ詳細は決まっておりませんが、そういったコンサルとか、そういったところが適当かなとは思っております。

議長（小野寺道雄君） 藤野秋男君の質疑を終わります。

質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野寺道雄君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野寺道雄君） 起立満場。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（小野寺道雄君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議長（小野寺道雄君） 管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第38回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、平成31年度に係る予算議会でもございまして、議員各位におかれましては、提案させていただきました各種議案につきまして、慎重なる御審議を賜り、平成31年度当初予算として関連議案とともにお認めいただきましたことを心より御礼申し上げます。

本定例会でいただきました一般廃棄物処理、介護保険事業に対する貴重な御意見、御提言につきましては、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら、今後の組合運営に生かしてまいりたいと思います。

今後とも、議員各位の一層の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、第38回定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（小野寺道雄君） 第38回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は平成31年度一般会計及び介護保険特別会計予算などが付議されましたが、慎重な審議をいただき全ての議案の議決が決定いたしました。これもひとえに、議員各位の御協力と管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと厚く御礼を申し上げる次第であります。

定例会の冒頭、管理者より施策推進方針が表明されたところでありますが、これを受けての一般質問、または議案審議の質疑において、議員から出されました意見、提言につきましては、今後の広域行政組合の運営にしっかりと生かされ、当組合のさらなる充実強化を図られるよう念願するものであります。

衛生事業にありましては、新焼却施設及び新最終処分場の整備候補地の選定、そして、放射性物質に汚染された農林業系廃棄物の処理や焼却灰の管理などの取り組みが示されましたが、現施設等の現状を踏まえ、ぜひ安全安心を最優先とした取り組みをお願いするとともに、地域住民の皆様様の御理解と御協力をいただき、信頼関係をしっかりと築きながら事業の推進を図られるよう願うものであります。

また、介護保険事業にありましては、第7期介護保険事業計画の着実な推進を図られ、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、具体的な取り組みを確実に進めていただくことをお願いいたします。

当議会にありましては、これら諸課題に対して果たすべき役割を認識しつつ、一関市及び平泉町の住民の福祉の増進のため、力を尽くしてまいり所存であります。

結びに、今定例会の運営に御協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に衷心より感謝を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

議長（小野寺道雄） 以上をもって、第38回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後4時37分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 小野寺 道 雄

一関地区広域行政組合議会議員 勝 浦 伸 行

一関地区広域行政組合議会議員 岩 渕 善 朗